

# 総務常任委員会

平成18年4月27日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎嶋田 善行                      ○木澤 正男                      松田 正  
坂口 徹  
中西議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	清水 建也
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	同 課 長 補 佐	谷口 智子
企画財政課長	西本 喜一	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	藤原 伸宏	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教委総務課長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	山崎 善之
同 課 長 補 佐	清水 昭雄	同 技 師	平田 政彦
監 査 書 記	佐藤 滋生	会 計 室 長	清水 孝悦

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 峯川 敏明

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
署名委員 木澤委員、松田委員

委員長 おはようございます。  
審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がありましたので、異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 職員の皆さんには、大変ご苦労さまでした。ありがとうございます。  
それでは、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。  
これより、本日の会議を開きます。  
はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、木澤委員、松田委員、のお二人を指名いたします。よろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習 課長 それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、史跡藤ノ木古墳の整備についてでございます。文化庁と実施設計について協議がほぼ完了いたしましたことから、本年度より整備工事に着手して参ります。本年度の施工予定は、扉設置を含む石室の

修復、墳丘の一次盛土及び史跡地外周部の擁壁、排水路等の工事を予定しております。史跡地の形状変更について文化庁の許可があり次第、着工する予定でございます。時期につきましては、9月ぐらいには着工して参りたいと考えております。なお、(仮称)文化財活用センターにつきましては、現在、共有地部分の用地買収、建物の払い下げ及び実施設計等の準備を関係機関と協議のうえ、進めているところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の整備についてでございます。史跡指定範囲の公有化の最終年度として、1,318平方メートル、4筆、地権者1名の買収に向けて準備を進めているところでございます。また、史跡中宮寺跡の公有化完了後の保存と整備に向け、のちほど条例素案をご説明申し上げますが、6月議会におきまして史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置条例の上程を予定しております。

最後に、駒塚、調子丸古墳についてでございます。現在、平成12年から進めております発掘調査が一段落しましたことから、調査成果の取りまとめを行っております。本年度中に調査成果が纏まりますことから、主体部の発掘調査の協議を県、文化庁と行う予定で現在、作業を進めているところでございます。

以上が、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告でございます。

それでは、先ほど申し上げました、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例(素案)につきまして、資料1に基づきご説明申し上げます。資料1をご覧くださいと思います。条例の制定要旨でございます。朗読をもちまして条例設置の説明に変えさせていただきたいと思います。裏面をご覧くださいと思います。史跡中宮寺跡は史跡指定地面積27,815.68平方メートル(うち公有化面積26,875.68平方メートル)のうち、平成17年度末までに25,557.68平方メートルの公有化が完了しています。本年度をもって、残り1件、1,3181平方メートルの公有化が完了する見込みであります。このことから、史跡中宮寺跡の整備に向けて、遺跡の適切な保存・活用及び

事業の適切かつ円滑な推進を図るため、考古学、建築史学、史跡整備等の有識者から構成される委員会を設置するものであります。

表の面にお戻りいただきたいと思います。次に、条例の内容についてご説明申し上げます。

まず、第1条では史跡中宮寺跡整備検討委員会の設置でございます。史跡中宮寺跡の整備に伴い、地方自治法に基づく委員会を設置しようとするものでございます。次に、第2条、審議の事項については、(1)から(3)に掲げている事項について協議することとしております。次に、第3条、第4条では組織と任期について定めております。委員数は10名以内、任期は2年としております。第5条、第6条では委員長、委員会の召集、採決等について定めております。第7条では委員会事務局について、定めております。

以上が、史跡中宮寺跡整備検討委員会条例の内容でございます。以上でございます。

委員長        それでは、「奈良地方法務局斑鳩出張所」建屋の無償払下げに関する要望書の回答が届いておりますので、議長よりご報告お願いいたします。

議 長        今、委員長の方から報告のありました件について、ご報告をさせていただきます。

本来ですと、この件につきまして、議会運営委員会の方で先に報告させていただき、所管の総務委員会で報告することになるわけでございますけれども、委員会が今日2つ重なっておりますので、総務委員会が先に行なわれるという事でございますので、先に総務委員会の方に報告させていただきたいと思っております。

4月25日に奈良地方法務局の局長、総務課長がこの回答書を持って来られまして、その中で、国有財産法によって、この払下げについては、無償では無理であるという回答を頂いております。その中で、5月に改めてまた鑑定を行なうという事でございますので、その中、

金額的には258万円、それ以上にはならないだろうという回答を頂いております。議会といたしましても、こういう形で無償の要望を出している事もございますので、鑑定の仕方についても、その建物自体が100パーセント利用できるという形ではなく、色々、改良等重ねていかなければならないという事を考慮していただいて、改めてその鑑定をしてもらいたいという風に要望をいたしておきました。以上でございます。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、報告が終了しましたので質疑、意見があればお受けいたします。

松田委員 今あの報告もあるわけですが、藤ノ木のですね整備保存については、この基本設計の報告書を見ていただいておりますので、この分については、藤ノ木の古墳の整備の関係と、活用センターの設計について具体的に記載をされていて、ほぼその内容が理解できるんですけども、これからこの今年度は実施設計を具体的に考えていくんだという事がありますけれども、その実施設計にあたってですね、町側が考えている事について、ここに記載されている事が基本であって、具体的な内容だという風に理解していいのかですね、具体的な構想について、さらにこの基本設計からつめていくものがあるとするならですね、その辺について、ひとつ聞かせてもらっておきたいと思うんです。

生涯学習課長 実施設計にあたりましては、この基本設計を踏まえて詳細の設計をつめていきたいという風に考えております。今後、つめておかなければならない、今後更に検討しなければならないというような内容でございますが、主にソフト、ソフト的な分野において、例えば展示物の展示計画でありますとか、映像関係のソフトの整備、それらのコンテンツについて更につめていく必要があるかという風に考えております。

松田委員 はっきりしないのかもわかりませんが、検討委員会との関係はどうなっているのでしょうか。

生涯学習 検討委員会にも、前回の検討委員会にも、このセンターについても課長 お諮りしております。検討委員会の方としては概ね了承を頂いておるといような状況でございます。

松田委員 今後はですね、藤ノ木の古墳の整備にしろ、活用センターの関係にしても、一応もう事務段階で進めていったらいいんだという理解でいいんですかな、それともこの分については、検討委員会に諮る必要があるとかどうとかっていうことで、検討委員会の動向に左右されるといふ風な関係はもう出て来ないんですか。

生涯学習 工事着手前といいますか、実施設計、完全に文化庁との協議が整いましたら、検討委員会に更に藤ノ木古墳全体の整備について了承を得ていきたいと、更に工事途中におきましても、検討委員会の現地指導等を得る中で、工事に万全を期していきたいと考えております。センターにつきましては、当然、中身が問題ですので、詳細つめていく過程で検討委員会のご意見を承りながら、委員会にも再度ご説明、ご相談申し上げ、慎重に進めていきたいという風に考えております。

松田委員 この検討委員会とはね、議会の所管の委員会との関係等についてね、どっちを重点に置くんかという言い方ちゅうのはおかしいとは思いますが、どういふ風に連携を保っていかうとするんかと、いふことですね、ほんで特にこの近年、この明日香などで言われているようにですね、地元の関係の担当者の関係或いは委員会との議会との関係などですね、文化庁の保存対策との関係について、極めて軋轢が生じているわけですね。こういう関係ていうのは、今回の場合、斑鳩の場合じゃ、あまり生じないんかとは思いますが、そういう事であるだけにですね、より僕は検討委員会とそしてその担当自治体との

関係についての連携をですね、よほど緊密に行っていないと、結局、検討委員会で振り回していったって、しかも検討委員会そのものが疑惑で包まれるという状態になってることなどをですね、どう我々咀嚼するのか、或いは配慮しながらですね対応するんかということが極めて大事だという風に思うんですよね。その辺についてのこの考え方というのはいないんですか。

生涯学習  
課長 検討委員会の性格といいますか、位置付けにつきましては、技術的なご指導いただくという風に考えております。議会と検討委員会の関係につきましては、検討委員会はあくまで技術的な指導でございますので、それらを整理いたしまして、委員会へお諮りしてその進むべき方向を決めていきたいという風に考えております。あと、地元の関係でございますが、検討委員会でご指摘なりご指導いただいた点につきまして、地元へも説明会に入る中で、地元の意向を聞きながら、古墳全体の円滑な事業の推進に向けて調整を図って参りたいという風に考えております。

松田委員 一応ですね、ほとんどのこの藤ノ木の関係の古墳の整備の関係などについては、もう方向性はついているという風に思いますから、具体的に工事行程の関係での対応ということであると思いますから、これ慎重に対応してほしいと思うんですけども、特にこのセンターの関係についてはですね、これから実施設計に入っていくと、そして2年間で一応完成させると、それで特に藤ノ木関係の整備関係っていうのは完了する最終段階に向ける状況になってきてですね、今後、それが整備をできた段階においての、住民の、広く活用してもらおうというPRなどが重要になってくるというように思うんですけども、そういう意味から特に我々としても、この活用センターの関係のあり方についてですね、やっぱり十分に理解しながら対応する必要があるんじゃないかと、こういう風に思うんです。ほんで、今日までそれぞれに先進地の視察などをさしていただいて、それぞれ意見を述べてきて、そうし

た事がこの基本計画の中にも取り入れられていて、ほぼあんまり問題がないのかなという風に思うんです。そういう面で今日の斑鳩町の実態をこう見てみますとですね、例えば非常に歴史的な関係で国宝級の問題っていうのは皆色々このひとつのお寺が中心になってきているという風に思うんです。だからそういう意味で、多少はこの過去の関係から見ると、行政の取り組みというものと、寺を中心にした寺が自身が文化庁の直接の指揮を受けて行なうという面での違いというのは生じているように思うんですけど。ただ言える事はですね、斑鳩町の例えば藤ノ木古墳で色々立派な物が出土したということで、広く皆さんに見てもらおうということで、ホールでもですね、一室をそれに充当して展示をしているという今日の姿であると思うんですけども、ホールはですね平成9年にできて、それ以降、展示物についても何ら変わりないと、ほんでそのままの状態ですと来てるということですね。展示されてる物について差し替えが行なわれたり、あるいはこの更に充実をしたりという関係もひとつもないわけですね。造った時のままの形と言っていいという風に思うんです。それから更には、このiセンターの関係についてもですね、ひとつのやっぱ西岡さんの、あのいわゆる大工さんですね関係の工具その他の関係が2階なんか展示されてますけど、これもそのままの形だ。実際この、差し替えとかそういう関係ないし、下の関係についても変わり映えがない。だから、造るときはやいやい言うて造るんですけども、それがそのまま10年以上もですね、そのままの姿で存続されている。いうことになってきて、一般的には斑鳩町は歴史文化遺産を持った云々とやいやか言うんですけども、そういう施設に対する展示物については、一切この変わり映えがしない。設置した時とそのままの状態にあるということですね。これをもう少し、この、たまにはですね、中を見ると、目玉商品になるようなものについて展示をすとか変えるとかいうですね、ことが考えられてもいいんじゃないかという風に思うんです。ほんでこういう形というものが、今度造ろうとする活用センターで同じ形態をとったんではですね、私はあんまり意味がないんじゃないかなという



風に思うんです。ほんで幸いにして重要文化財などでも保管できるような設備の整ったものが計画されているということであるとするならですね、いわゆるこの、藤ノ木古墳の関係を年中開放ということではなくて、特定日に限定せざるを得ないという状況にもあるようですけども、そうすれば、そういう時期にちなんでですね、活用センターについても特別出品をすとかいう風な関係について、設備も整うわけですから、そういう形にして絶えず新しい感覚をですね、植え付けるようにするという形が考えられないかどうかということなどについてですね、どう考えるかという事が私は極めて大事だろうという風に思うんです。そして、造る時は造ったけれど、初めは物珍しきで観に行くけどもあとはもうそのままの形ですから、全然変わり映えがしないということで全然見向きもしない、というような事で経費だけが必要になってくる。というような運営の仕方っていうのは反省をすべきではないのかなという風に私は思うんです。もう少しやっぱ、その時その時の目玉として考えて、そして絶えず観光と歴史という関係のですね両面から見て対応する事が必要ではないかなと。で、そういう執着というものは、規模の問題は別にしまして、整っていくという関係であるとするならですね、そういう面についてもっと考えるべきであろうという風に思いますし、スペース上許されるならばですね、更にこの斑鳩町にいながら近隣町村の歴史をよく知ることができるというぐらゐの感覚でですね、場合によっては、近隣町村の重要な文化財の関係について、併せてそういう施設を利用して展示をするという風な関係にして、歴史を学び更には観光に役立てる、そしてそのお互い近隣町村との親睦を深めると、理解を深めていくという風な事などもあっていいんじゃないかなという風に思うんです。これにはスペースの関係もありますけども、また他の町村の協力も必要とするという風に思うんです。例えば、聖徳太子の関係についてもですね、法隆寺から大阪の太子道までの関係ですね、いわゆる聖徳太子像を担いで練り歩いていくと、そしてその関係の、曰くのある所についてですね、それぞれ立ち寄っていくという事などが考えられてるんですよ。これも参加を

する関係で年齢制限があるわけですね。我々のような歳いったものは除外されるわけですから、入れてもらわれないと、希望してもね。いような事であるとするなら、そういう関係について、最近もありますように、王寺などについても達磨寺の関係ですね、随分この色んなものが出て来てるようでもありますし、そういうな関係についても、たまにはお借りをしてこの展示をしていくという事について理解を深める、知ってもらい、いような事等々、色々このまだ考え方によってあると思うんです。そのことが斑鳩町の特徴にもなるんじゃないか、いような事も考えたりはするんです。そういう意味合いで私は是非ともそういった事を配慮できるような設備になるのか、ならないのか、いう事についても検討しておく必要があるんじゃないか。また、いう風に今一度、現在のあり方そのものを検討し直してですね、そして広くいう事に役立てていくという方向を考えていくべきではないかなといようなにも思ったりするんです。いような立場を活かしていってこそ、初めて、中宮寺などの遺跡の整備についてもですね、新たな発想といようなものが生まれてくるんだらうという風に考えますので、いような点についてですね、いのようなこの考え方を持っておいでになるのかどうかという事について、い例えば私が今申し上げていような事について、検討に値するのかもしれないか、あるいはいそうは言ってもそれは無理であるといようなことになるのか、あるいは今日のあり方について十分な反省をしながら、いひとつの視点を広げて、そしてこの対応状況考えていきたいといようなことになるのかですね、その辺についての考え方がもしあるとするなら、い聞かせたいといきたいと思うんです。

町 長

この関係等については、当時は昭和60年に藤ノ木古墳等の馬具が出て参りまして、色々とい関心が高い中で、この藤ノ木の整備をあとはどうするかといような議論をして、将来的には資料館をつくってそこに展示をしていくといような風になってきたわけですがけれども、今現状から考えますと、私は、今、明日香あるいは高松塚の関係を見ましても、や

やっぱり日本のああいう展示物というのは、一度そこへ展示をされますと、いつまでもずーっとそこに永久保存されるということで、1回見たらもう2回見るということはなかなかない、段々と年数経ちますと、やっぱりお客さんが減ってくるという事を踏まえて、私は当初からの正倉院的な関係で春か秋とか、年1回、年2回ぐらいのそういうものをやっぱりしていくことが大事であろうという事を申し上げてですね、特にやっぱりこの国宝である藤ノ木の馬具とか、あるいは全てのものが、順次その時にお貸しいただいて、そこへ展示をしていくということが非常にいいのではないかなと、そうしていくことによって、やっぱり維持管理、あるいはそういう警備の関係等についても、そういうものがやっぱり永久に展示していくとなったら、かなりの経費がかかって参りますから、そういう事も踏まえてですね、将来的にはやっぱり法隆寺とか法起寺、法輪寺、あるいはまたそういういろんな関係の近隣の関係、あるいはそういう奈良県下の関係等の世界遺産の関係等ございますから、そういう関係等についての協力を依頼しながら、展示していくことも大事であるという事も考えております。何かやっぱりそういうことによって目新しいものをしていくという事にしていかなかったら、やはりいつまでもこの活用センターが維持するという事はなかなか難しいと考えております。この正倉院展も昨年は朝日新聞から読売新聞に替わったら、非常に観客が増えたあるいはまた中身が変わってきたというような事も言われているように、何かやっぱりそういう変化を今求めている時であろうと思いますし、そういう事によって奈良県の観光あるいはそういうまた色々な観光等について奈良県に対するお客さんが来ていただけるという事で、この斑鳩にもそういう気持ちでですね、取り組んでいくことが将来的にもいいんじゃないかと、今、松田議員がおっしゃっていただくようなそういう創意工夫を凝らしながらやっていくことによって、皆さん方が藤ノ木に対する関心、またいつまでもそういうものに訪れていただけるような環境づくりをしていくことが大事であろうということを我々としては考えておるわけでございます。

松田委員

一応、申し上げているような関係についても、ご理解をして頂いているようではありますが、最近新聞でですね、ちょっと見まして、この斑鳩町の関係もこれから具体的な設計に入っていくということが言われてるもので、特に文化財保存センターの構想を持って具体化をしていこうという風に明らかにされているわけですが、そういった事でこの同じような名前がついてですね、新聞報道がありますが、この広陵町の文化財保存センターがですね、4月にオープンしたようですね。出土品その他の関係みると、斑鳩とは程々の違いがあって、広陵町の場合はとにかく埴輪の関係が中心になっていて、出土品そのものの数も随分違うようではありますけれども、私は極めてこの同じような名前をつけている節ですね、どういうものかしら、という風に思っているんですが、これも広陵町の役場の敷地内にオープンをして、出土品としては約30点ぐらいは展示をされている。展示室には、60平方メートル程度、全体的な規模としては200平方メートルいう風に言ってるんですけども、やっぱりこういうものについてもですね、違いは違いとして斑鳩町の場合、規模なり展示物なり構成なり違いがあったとしても、多少ですね、こういう事について勉強しながら、更に斑鳩町に相応しい実態的な有効な設備、要するという事について勉強することもいいんじゃないかなという風に思うんです。そういう意味で、この当該担当委員会としてもですね、是非ともやっぱこういうものをなんか見とく事がええんとちゃうかな。規模は随分小さなものようですが、聞いてみますと。ところが、やっぱ文化財保存センターという関係については、初めて、奈良県下で持ってるように私は思うんです。だからそういう意味で、できるだけですね、ある機会をもって、委員会としてもやっぱこういうものを一応視察をしてみて、更に具体的設計の段階について活かせるものは活かしていく、あるいは参考になるべきものについては参考にしていくという取り組みが必要なのではないかという風に思うんです。で、そういう意味合いで、是非ともこういう関係についても機会を設けてもらいたいという風に

私は思うんです。それと併せてですね、例えばそういう事を考えていくとするならば、具体的な設計についてですね、いつ頃具体化をしていく状態になるのかどうか、もっとはよ言うといてくれたらという風なことになったりしてはいけませんので、ある程度やっぱり時期というものがあろうかという風に思うんですけども、町側の作業の今、工程でどういう風にお考えになってるのかどうかということと併せてですね、我々も必要があつて視察をするとするならば、その時期を考えなければならんという風にも思うんですけども、その辺についての考え方があったらひとつお聞かせて頂いときたいと思うんですが。どうでしょうか。

生涯学習課長 実施設計の着手時期でございますが、5月に国の内示が参りましてからということになりますので、準備期間を見ますと、7月、8月ぐらいの着手となるような、現在の予定でございます。ですので、それから実際の作業ということになりますので、完了は1月ぐらいの予定で現在、スケジュールの方は考えております。

松田委員 今言いましたような関係についてですね、委員会でも色々ご意見があると思いますけれども、もし委員会でも纏まるようならですね、そういう事についてもご配慮頂いておきたい。但し、今度5月に臨時議会開かれて、役員改選、メンバー替わるかもわかりませんが、一応そういった事についても十分議論をしてるんだということについて、ご配慮頂いときたいという風に思います。

それから、最後になりますが、ただ今説明のありました、中宮寺跡の整備検討委員会を持ってやっていくんだということですから、それでも結構だと思うんですよ。ここで書いてますように、この検討委員会は10名以内で組織をするという風になっていきますし、特にこれは考古学とか建築史学とか史跡整備等の有識者で構成される委員会を設置するんだということではありますが、比較的こういう委員会の性格というのは、むしろ専門的な知識を持った人になるんだらうという風に

思うんですけども、今日、考えられている構想があるんならですね、一応お聞かせ頂いときたいとこういう風に思うんですがどうでしょうか。

生涯学習  
課長 一応、考えておりますのが、5名の方、当初は5名の委員さんでスタートしたいという風に考えております。考古学の専門の方が3名、建築史学の専門の方が1名、そして史跡整備の専門の方が1名、合計5名で今のところ考えております。

松田委員 それは町外の関係になるんですか。専門委員のそれは。

生涯学習  
課長 奈良文化財研究所の方で、奈文研の方が2人、橿考研の方が1人、そして大学の教授の方が1人、そして他の自治体の、この方は奈良県から引越されておるんですが、その方が1人でございます。

松田委員 特に技術的、専門的な立場での知恵を貸していただく、という関係での委員会だという風に理解をするんですが、特にですね、この条例の関係を見る限りにおいては、ほとんどこの必要な関係はですね、みな別に定めるということになってしまっていてですね、大卒の組織構成だけしか書いてないんですよ、実質の場合の、どの条例を見ましても。ここが知りたい、ここが一番肝心だという関係はもうみな別に定めるということになってしまうんですけども、そういうその条例の作り方そのものについてですね、検討する、あるいは検討に値するという風に私は思うんですけども、そういう点については、どうなんですかね。これは単に教育委員会だけの問題ではなくて、むしろこれは行政の推進委員会などにも関わる問題かという風にも思うんですけどね、どうもこの今までの関係からいきますと、条例を見ても、ほとんど形式的、ものを設置する関係についてはこの同じ形態の関係になっています。そしてその内容を見ますと、しなければならん、してはならないという関係になって、対象に押しつける関係について言っ

てる。ほんで、行政側からの立場からいくと、むしろ適用を受ける側の締めつけのみを規定していくという文章の書き方になっているように私は思うんです。そういう事についてもやっぱ、かなり改めていく必要があるんじゃないか。ほんでしてはならないとか、するものとするとかいう関係がですよ、みな、この適用を受ける側の規制条件になってきているという考え方そのものを改めていかないとですねいかなのじゃないかなという風にも思うんですけど、それは一般的な関係なんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。検討する、あるいはそういう必要性というものはお認めになってるんでしょうか。あるいは否定、そんな事はないでという風にお考えでしょうか、どうなんでしょうかね。

総務部長　　こういう法令のスタイルは往々にしてそのような関係になっておるのが実状でございますけれども、いずれにいたしましても、条例の中では委任事項というものが多数出てきまして、それが明らかにならないということが、住民の方にとってわかりにくいというようなことが最も顕著な部分であろうと思います。そういった部分につきましては、都度、委員会も常を開いて頂いておりますんで、その際にはやはりこの考え方について説明申し上げて、こういったような方向へ進みたいというようなものを都度、ご説明申し上げながら理解をしていただくということが肝要であろうかと思えます。そういった中で、そういった申されたことを補完していくということによりまして、少しでもわかりやすい条例等になっていくだろうと。今後はそういった面についてやはりこう、十分理解してもらいやすいような進め方をすることで、そういった方向で進めていかなければならないかと私は考えておるところでございます。

委員長　　他にございませんか。

坂口委員　　藤ノ木古墳の文化財活用センターですか、これから実施計画に入ら

れると思うんですけども、以前の委員会で私の指摘いたしました映像ホールと展示ホールですね、の入口の関係について、これからの実施設計の段階で僕の指摘した事が反映されるのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

生涯学習  
課長 以前ご指摘頂いた映像ホールとの分離という件なんです、一応、ご要望に沿ったような形にはなっておるわけなんです、理由が要は国宝を奥の展示ケースへ、展示室へ持って行くのに、別ルートで完全確保しなさいというような指導が文化庁へ協議行きました折りにありましたんで、たまたまといいますか、偶然にもおっしゃってるような形には一応なつたと、別の通路を設けるというようなことになりましたので、映像ホールとは壁が出来て、通路が確保されるということに現在はなっております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け了承したということで終わります。  
次に、2. その他の審査事項(1) 5月臨時議会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることと致します。

①斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。清水総務課長。

総務課長 それでは斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お手元に配布させて頂いております資料2によりまして説明させていただきたいと思っております。

資料2につきましては、一番表の改正案、それに続きまして新旧対照表2枚付けております。ほんで末尾にですね、要旨をつけておりま



すので、この要旨をまずご覧いただきたいと思います。

斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）ということで、ここにも記載をさしていただいていますように、今回の改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というものがございまして、その一部改正の政令がですね、平成18年4月1日から施行されたことによりまして、この改正に基づきまして、ただいまから申し上げます改正内容のように、補償基礎額及び介護補償の額を改定するというものでございます。

改正の内容でございますが、まず1つ目は、休業補償或いは障害補償等の算定の基礎となります補償基礎額についての改定でございます。

一つ目の（ア）といたしまして、非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額の改定ということで、これにつきましては、条例第5条第2項第1号関係の「別表第1」を改定するというものでございます。この要旨には、改正後の額を表示しておりますが、新旧対照表の一番最後でございます、ここにですね別表第1の新旧対照を載せさせていただいておりますので、合わせてご覧いただきたいと思えます。例のごとく右側が旧で左側が新でございますので、よろしくお願いいたします。

ちなみに、今回改正を考えている個所につきましては、アンダーラインを引いておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、階級ごとに説明させていただきます。

まず、団長及び副団長でございますが、勤続年数が10年未満である場合につきましては、現行12,470円を70円減じまして12,400円に、10年以上20年未満につきましては、現行13,340円から40円減じまして13,300円とするものでございます。20年以上につきましては、団長、副団長の場合は、今回改定はございません。

次に、分団長及び副分団長でございます。勤続年数が、10年未満につきましては、現行の10,740円から140円を減じまして1

0, 600円に、10年以上20年未満につきましては、現行11, 600円を100円減じまして11, 500円に、20年以上につきましては、現行12, 470円から70円減じまして12, 400円とするものでございます。

続きまして、部長、班長及び団員でございます。勤続年数が10年未満につきましては、現行が9, 000円でございますけれども、ここから200円を減じまして8, 800円に、10年以上20年未満につきましては、現行9, 870円から170円を減じ9, 700円、20年以上につきましては、現行10, 740円から140円を減じまして10, 600円とするものでございます。

次に、要旨2つ目（イ）でございますけれども、消防作業従事者、救急業務協力者及び水防従事者に係る補償基礎額の最低額を、現行は9, 000円でございますけれども、200円を減じまして8, 800円と改定するものでございます。これは、条例第5条第2項第2号の関係でございます。

次に、（ウ）でございますけれども、配偶者に係る扶養加算額がございしますが、これを現行の450円から17円を減じまして433円と改定したいということでございます。これにつきましては、条例第5条第3項の関係でございます。

続きまして、（2）介護補償の額の改定でございますが、これは条例第9条の2第2項第1号関係でございますが、まず他人介護の場合の上限額でございますが、常時介護の場合では、現行月額104, 970円から380円を減じまして、104, 590円に、随時介護の場合は、現行の月額52, 490円から190円を減じまして52, 300円とするものでございます。

また、家族介護の場合でございますが、常時介護では、現行の56, 950円から240円を減じまして56, 710円に、随時介護でございますと現行の28, 480円から120円を減じまして28, 360円とするものでございます。

以上が改正の内容でございます。

2点目の適用関係でございますが、施行期日につきましては、議会での議決をいただいた以降に公布させていただきまして、その日から施行するという形をとっております。

経過措置でございますけれども、裏面を見ていただきますと経過措置を書かせていただいておりますけれども、記載させていただいておりますように、平成18年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償、並びに同4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日より以前に支給事由の生じた損害補償、並びに平成18年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、従前の例、旧の条例の方でということとさせていただくということでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤議員 この関係というのは、たしか2年前にも出てきて、同じような形で減額がされていた、そういう風に記憶しておりますけれども、こういったことについては、消防団員の皆さんにお知らせをされていると思っておりますけれども、今なかなか消防団員さん、なり手が無いという風にお聞きをしていますけれども、そういった現状と併せて、消防団員さんの反応というのはどうなっているのか、また、最近の消防団の新しく入って来られる方の状況というのはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長 こういった条例の改正についての団員への周知ということで一点目お聞きいただいたわけでございますけれども、おっしゃるようになりますね、平成16年度にもこういった改正をさせて頂いております。と申しますのも、その前年15年度に行なわれました人事院の勧告でマイ

ナス1パーセント程度の減額の勧告がありました関係上、この補償条例についても一部改正させていただいた。今回も去年の人事院勧告に基づいたものでございますけれども、そうしたことで団員の方々には、これはあくまでも公務災害補償条例でございますので、そういったことのないようにですね、普段からそういった訓練を積んだ上で、こういった事故に巻き込まれないような対応等々を考える事が先決ではございますけれども、そういった事に巻き込まれた場合のこういった補償につきましては、実は年に数回、本部会議と申しましてですね、消防団員、消防団長、副団長及び各分団から出ていただいている分団長の方々が出ていただいておりますね、合計7名の本団を形成しておりますけれども、その本団会議の中でそういった事についてご報告申し上げましてですね、分団長等々の方からそういった団員の方々に通知をしていただくようお願いをしていきたいという風に思っております。

近年の消防団員の入団の状況でございますけれども、なかなかそういった状況の中で、なり手がなかなか集まらないという風なことを、私もこの4月になったばかりでありあまり深くは存じあげていないのが現状でございますけれども、そういったなかなか手が無いという状況であるというのは、聞かせていただいております。そういった中で、委員もご存知のようにですね、職員の中からですね、斑鳩町に住所を有するものから集って今現在、3名入団をしている状況でございます。これからそういったことも含めてですね、広く人材を求めながら、こういった消防活動に対処についてですね努力をして参りたいという風に考えております。

木澤委員 前段で述べられました、まずその事故に遭わないようにというのはやはり大切な事ですし、斑鳩町じゃないですけど、昨年、若い消防団員さんが亡くなられたという報道もありましたことから、この問題、消防補償の問題というのは、常にやはり消防団員さんも、そうなってはいけないんですけども、やはり身近な問題として、捉えていただけるようによく周知をしていただくとともに、また、やはりその体制を

保っていける、今後、公務員削減と言って進められていますので、西和消防署の消防団員さんもどうなっていくかわからないような状況の中、やはり町で消防団組んでいただいているそういった方にお力を貸していただかなければいけない状況が、比率が大きくなって来るのではないかという風に感じておりますので、今回、金額にしては、大きい金額ではないですけれども、やはり、斑鳩町としてそういう消防団の堅持に努めていけるよう、その体制づくりも検討していただきたいという風に申し上げておきたいと思っております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、②斑鳩町非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。

総務課長 それでは、斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について、これにつきましても、お手元に配布をさせて頂いております資料3によりまして説明をさせて頂きたいと思っております。

資料3につきましても、改正案と新旧対照表、そして末尾に要旨をつけてございます。

それでは要旨をご覧いただきながら説明をさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

斑鳩町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（要旨）ということで、今回の改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年4月1日から施行されまして、この改正に基づきまして、当町の非常勤消防団員の退職報償金を引き上げるという

ことといたしまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますけれども、別表中、この別表につきましては条例の第2条関係でございますけれども、この別表中にアンダーラインを引いてございます。9ヶ所でございますけれども、分団長の10年以上から右に二ついついていただいて20年以上25年未満まで、同じく副分団長についても同じ勤続年数区分、部長、班長につきましても同じ勤続年数区分で、合計9つの段階での退職報償金を上げるというものでございます。このそれぞれにつきましては、前年もそうございましたように、この区分で上げがされたわけでございますけれども、今年度もこの9段階で、それぞれ2,000円を引き上げるというものでございます。例えば分団長クラスでございますと、勤続年数が10年以上15年未満では、現行は266,000円でございますけれども、そこに2,000円をプラスいたしまして、268,000円とするということでございます。

次に、適用関係でございますが、これにつきましても、施行期日につきましては、本議会での議決をいただいた後、公布させていただきまして、その日から施行するという形をとってございます。また、経過措置についてでございますが、平成18年4月1日前に退職した者については、なお従前の例によることと、平成18年4月1日からこの条例の施行の日の前日までにおける退職報奨金の支給では、4月1日のこの条例の施行までに辞める人がおられた場合は、その時に支払った退職報償金は、支給はその内払いと、金額余りますので内払いとみなすという事を定めてございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきますが、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 すいません。ちょっと私、勘違いなのかも知れませんが、退職金

の関係についても人勸の関係で、という事になるんですか。

総務課長

この退職金につきましては、人勸と申し上げますよりも、消防庁長官の調査検討機関という形で聞いております。消防団員の活動環境の整備に関する調査検討会という、名前長いんですがそういう検討会がございましてですね、その検討会が平成17年1月と申し上げますから、去年の1月でございますが、そういった消防団員の活動環境の整備のあり方という事についての報告をされております。その中で申されておりますのが、いわゆる退職報償金の給付改善については、そのまま読ませてもらいますけども、民間及び公務員給与の状況が厳しいこと、市町村及び消防基金への財政への配慮が必要なことから、安易に上げることの取り組みを許さないところであるけども、団員確保、先ほど委員もおっしゃったように、団員確保が困難な現状を考えれば、団員の士気高揚や定着促進の主旨から、極力毎年度改善を図ることが望ましい。なお、在職年数、階級、区分ごとの支給額改善については、いわゆる段階をどこにするのかという事でございますけれども、消防団の充実強化の観点からも、中堅層の団員にしばって重点化し、最善を図っていくことが適当である、ちょっと長いですがそういった報告がございまして、そういう報告を尊重する形で、先ほども申し上げましたように、17年の退職報償金の積上げ、本年度の退職金を積上げるといって出てきているというものというように考えております。

木澤委員

先ほどの補償の方が下がっていて、こちらの方が上がっていて、どういう事なんかなというのが分からなかったのでお尋ねさせていただきましたけれども、やはり新入団員確保の為という事でありましたら理解をすることができますが、補償の方につきましても、町の方で決める事ではない、上の方から決まってくる事による改正でありますけれども、そういった観点で、やはり先ほど申しましたとおり、町としても消防団員さんの確保できる体制づくり、検討して頂きたいと思いま

す。

委員長

他にございませんか。

次に、③町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）理事者の説明を求めます。 西本企画財政課長。

企画財政  
課長

それでは、2. その他の審査事項、(1) 5月町議会臨時会の付議予定議案について、③町長専決処分について承認を求めることについて（平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について）でございます。資料4をご覧いただきたいと思います。まずはじめに、専決処分書を朗読させていただきます。

（ 専決処分書朗読 ）

企画財政  
課長

この補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,599万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ88億5,692万3,000円としたものであります。主な予算補正の内容につきましては、歳入予算では、地方譲与税、利子割交付金をはじめとする各種交付金及び特別交付税の確定と、国・県支出金の交付等による補助金の確定及び地方債の許可予定額の確定による予算補正となっております。一方、歳出予算につきましては、各事業の完了等ともなう予算補正と、国・県支出金や町債などの特定財源の確定に伴います財源の振替を行ったものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、町長専決処分をさせていただいたものでございます。それでは、その主な内容につきまして、予算に関する説明書によりご説明を申し上げます。はじめに、歳入予算の補正であります。11ページをご覧いただきたいと存じます。

第2款の地方譲与税についてでございますが、第1項所得譲与税で15万4,000円、第2項自動車重量譲与税で57万4,000円、



第3項地方道路譲与税で115万6,000円を、それぞれ増額させていただきます。

次に、12ページでございます。

第3款の利子割交付金では、848万7,000円の減額、第4款の配当割交付金では、346万8,000円を増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金では、2,095万2,000円を増額させていただきます。

次に、13ページに移りまして、第6款の地方消費税交付金では、244万1,000円を減額、第7款のゴルフ場利用税交付金でも、665万6,000円を減額させていただきます。

次に、14ページでございます。

第8款の自動車取得税交付金では、90万3,000円を増額、第10款の地方交付税では、平成17年度の特別交付税額が確定いたしましたことから626万円を減額させていただきます。

次に、15ページでございます。

第11款交通安全対策特別交付金では、47万2,000円を増額させていただきます。また、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金では、第4目の教育費国庫補助金で、斑鳩小学校北館の耐震補強事業にかかります耐震診断費、補強計画費等と、斑鳩西小学校ボイラー室のアスベスト対策工事につきまして、国の学校施設整備費補助金の追加承認を受け、国庫補助金の交付を受けましたことから326万4,000円を増額させていただきます。

次に、第15款県支出金、第2項県補助金では、第4目の教育費県補助金で、史跡藤ノ木古墳整備にかかります実施設計業務につきまして、県の保存整備費等補助金の追加承認を受け、交付決定を受けましたことから350万円を増額させていただきます。

次に16ページでございます。

第16款の財産収入では、普通財産の売払い申請により、財産の処分を実施いたしましたことから、その売払い収入63万5,000円を増額させていただきます。

第17款の寄附金では、福祉基金にご寄附をいただきました25万9,000円を増額させていただいております。

次に、第21款町債についてであります。第1項町債におきまして、地方債許可予定額の確定にともない、それぞれの科目で予算補正をさせていただいております。その内容につきましては、第1目の農林水産業債で、ため池整備事業債を50万円減額、第2目の土木債では、地方特定道路整備事業債を100万円減額、まちづくり事業債を110万円増額、JR法隆寺駅周辺整備事業債を520万円増額させていただいております。また、第4目の災害復旧債では、野外活動センター災害復旧事業債を30万円減額させていただいております。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出予算の補正についてご説明をさせていただきますので、18ページをお開きいただきたいと存じます。

まずはじめに、第2款総務費、第1項総務管理費についてでございます。第5目の財産管理費では、普通財産売払い収入63万5,000円を原資に、財政調整基金への基金積立てをさせていただいております。第6目の企画費では、文化振興センター施設管理業務委託料及び文化振興財団補助金の確定に伴い、999万7,000円を減額させていただいております。

次に、19ページでございますが、第3款民生費、第1項社会福祉費の第1目社会福祉総務費では、福祉基金としてご寄附をいただきました寄附金25万9,000円を福祉基金の方へ積立てをさせていただいております。

次に、第5款農林水産業費、第1項農業費の第4目土地改良事業費では、地方債の許可予定額の確定により、財源の振替をさせていただいております。

次に、20ページをお開きいただきたいと存じます。

第7款土木費、第4項都市計画費についてでございます。第1目の都市計画総務費、第7目の景観保全対策事業費並びに第8目のJR法隆寺駅周辺整備事業費におきまして、地方債の許可予定額の確定によ

り、それぞれの科目におきまして財源振替をさせていただいております。

次に、21ページでございます。

第9款教育費、第2項小学校費、第1目の学校管理費では、斑鳩小学校北館の耐震補強事業にかかります耐震診断費、補強計画費等と、斑鳩西小学校ボイラー室のアスベスト対策工事が、国の学校施設整備費補助金の追加承認を受け、国庫補助金の交付を受けましたことから、財源振替をさせていただいております。また、第5項社会教育費の第4目文化財保存費におきましても、史跡藤ノ木古墳整備にかかります実施設計業務につきまして、県の保存整備費等補助金の追加承認を受け、交付決定を受けましたことから、財源振替をさせていただいております。次に、第6目の図書館管理運営費では、図書館施設管理業務委託料の確定にともない75万4,000円の減額をさせていただいております。

次に、22ページをお開きいただけますでしょうか。

第10款災害復旧費、第3項文教施設災害復旧費の第2目社会教育施設災害復旧費では、地方債の許可予定額の確定により、財源振替をさせていただいております。

次に、第11款公債費、第1項公債費についてであります。

第2目の利子では、町債の借入金等にかかります利子償還金の確定により1,541万5,000円の減額、また、第3目公債諸費におきましても、斑鳩町いきいきの里債の発行事務が完了されましたことから194万7,000円の減額をさせていただいております。

次に、23ページでございますが、第12款予備費では、本予算補正により生じた財源4,321万2,000円を予備費に留保させていただいております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2表地方債補正についてであります。歳入予算の補正のところで申し上げましたように、地方債予定額の確定にともないまして、それぞれの事業におきまして地方債限度額の変更をさせていただいております。

ます。

それでは、1ページにお戻りいただきたいと存じます。予算書を朗読させていただきます。

( 予算書朗読 )

企画財政課長 以上、簡単ではございますが、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)に関します町長専決処分につきましてのご説明とさせていただきます。

なお、本補正予算の専決処分につきましては、5月町議会臨時会におきまして、ご報告を申し上げ、原案どおり議会のご承認を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

木澤委員 すいません。ちょっと聞き逃したんで、教えてほしいんですけど、まちづくり事業債が挙がってますけど、これは、事業としては何にあたるものなんですか。

西巻企画財政課長 補佐 J R法隆寺駅前整備事業でございます。

委員長 よろしいですか。他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、次に④町長専決処分について承認を求めることについて(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)理事者の

説明を求めます。藤原税務課長。

税務課長

それでは、資料5をご覧頂きたいと存じます。資料の最後に改正の要旨をつけてございますので、これによりご説明をさせていただきます。斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について（要旨）でございます。

この斑鳩町町税条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年度の地方税制の改正を内容といたします地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布をされ、個人町民税の非課税基準等が4月1日から施行されることになりました。これに伴いまして、町税条例の関係部分の改正をいたしまして、3月31日付けをもって専決処分をさせていただいたものでございます。これにつきましては、5月町議会におきまして、ご承認をお願いするものでございます。

主な改正内容でございますが、まず、個人住民税では、非課税基準額の見直しがされております。これは、生活保護基準等の見直しがされ、引下げられたことに伴い、均等割及び所得割の非課税限度額の基準が見直しをされております。均等割につきましては、加算額17万6,000円から16万8,000円に引下げ、所得割につきましては、加算額35万円から32万円に引下げされております。これらにつきましては、条例第14条及び条例付則第5条の2の関係の改正でございます。この改正に伴います税収入額の影響額という事でございますが、均等割では1万8,000円程度、所得割では7万1,000円程度のそれぞれ増になろうかと見込まれております。

次に固定資産税でございますが、まず一つ目として、土地に係る固定資産税の負担軽減措置の改正がされております。これまでも負担軽減措置が講じられてまいりましたが、平成18年度から平成20年度までの間、特に負担水準が低い宅地については均衡化を促進する措置が講じられ、また、農地につきましては、現行の負担調整措置が継続されることとなりました。

宅地等の商業地等の非住宅用地につきましては、負担水準が70パ

一セントを超える商業地等につきましては、当該年度の評価額の70パーセントを課税標準とし、負担水準が60パーセント以上70パーセント以下の商業地等につきましては、前年度課税標準額を据え置くこととしております。また、負担水準が60パーセント未満の商業地等につきましては、前年度課税標準額に当該年度の評価額の5パーセントを加えた額を課税標準額といたします。ただし、当該額が、本則課税標準額の80パーセントを上回る場合には80パーセント相当額といたしまして、本則課税標準額の20パーセントを下回る場合には20パーセント相当額とすることといたしております。

また、据置年度において簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続することとされ手下ります。また著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置については、廃止をされております。

次に、農地でございますけれども、前年度課税標準額に負担水準の区分に応じて一定の調整率を乗じる現行の負担調整措置が継続されておりまして、一般市街化区域農地に関する3分の1の特例率についても継続されております。ただし、著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置については廃止をされております。これらの改正につきましては、条例第67条、付則第11条から第14条までの関係の改正でございます。

この改正に伴います税収入額の影響額という事でございますけれども、宅地に係る固定資産税では150万円程度、都市計画税で20万円程度、市街化区域農地に係る固定資産税では120万円、都市計画税で10万円程度のそれぞれ増になろうかと思っております。

次に、住宅耐震改修に伴います固定資産税の減額措置の創設という事でございます。昭和57年1月1日以前から所在する住宅につきまして、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、一定の工事金額にいたしますと30万円以上の耐震改修を行いまして、一定の基準に適合すると認められた場合、固定資産税を2分の1に減額をするものでございます。減額期間につきましては、平成18年1

月1日から平成21年12月31日までの改修につきましては、3年間、平成22年1月1日から平成24年12月31日までの改修につきましては2年間、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの改修につきましては1年間となっております。この改正につきましては、条例付則第10条の2関係でございます。

以上、簡単ではございますけれども、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員

3月議会の時にご説明をいただいた時に、質問をさせていただいてますけれども、個人住民税の影響について人数の方、今、金額の方は報告いただきましたけど、人数の方再度確認させていただきたいと思っております。

税務課長

これは17年度課税のデータを基に掲載をしておりますが、均等割でございますと6件、所得割でございますと12件という事でございます。

木澤委員

後半の方、12でよろしいですか。

( 「はい」との声あり )

これが、非課税から課税になる世帯の件数という事でよろしいですか。

税務課長

その通りでございます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

それでは次に、⑤町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）理事者の説明を求めます。 藤原税務課長。

税務課長

それでは、資料6をご覧頂きたいと存じます。資料の最後に改正の要旨をつけさせていただいておりますので、これによりご説明を申し上げます。斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について（要旨）でございます。

この斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、平成18年度の地方税制の改正を内容とします地方税法等の一部を改正する法律が、去る3月31日に公布され、都市計画税につきましても、固定資産税と同様に負担調整措置が講じられることとなりました。これに伴いまして、都市計画税条例につきましても所要の改正をいたしまして、3月31日付けで専決処分をさせていただいたものでございます。5月町議会におきまして、ご承認をお願いするものでございますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長

ございませんか。

それでは、以上、5月臨時議会に付議が予定されている事案については、あらかじめ説明を受けたということで終わります。

10時35分まで休憩いたします。



( 午前10時22分 休憩 )

( 午前10時35分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。

次に、各課の報告事項について、順次報告を受けていきます。

(1) 斑鳩町財政健全化検討住民会議の報告について、報告を求めます。西本企画財政課長。

企画財政

課長

それでは、各課報告事項の(1) 斑鳩町財政健全化検討住民会議の報告でございます。

議員皆様もご存知のとおり、斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、去る3月31日に最終報告書を町長に提出されました。その報告書が、お手元の資料7、「斑鳩町財政健全化に向けて 最終報告書」と書いておりますような報告書でございます。この最終報告書につきましては、報告をいただきました当日、すなわち3月31日取り急ぎ、議員皆さま方へ配布をさせていただいたところでございますが、その最終報告書の概要等に対します町といたしましての今後の取り組み方なり、考え方、財政健全化計画の策定等につきまして、あわせてご説明を申し上げさせていただきたいと存じます。

それでは資料7「斑鳩町財政健全化に向けて 最終報告書」をご覧くださいと存じます。この斑鳩町財政健全化検討住民会議につきましては、平成17年7月21日に第1回目の会議を開催され、以来10回の会議と中間報告及び最終報告起草のための小委員会を3回。また、新しい税財源を考える小委員会を1回開催されるとともに、法定外税の勉強会やJR法隆寺駅周辺整備事業の現地調査も行われながら協議を進められ、去る3月31日に報告がまとめられ、最終報告書の提出をいただいたところであります。この最終報告書にまとめられたものでございます。この最終報告書の説明につきましては、昨年11月の総務常任委員会におきまして、ご説明をさせていただきました中間報告書から新たに最終報告書において取りまとめられましてもの

を中心に、まず、ご説明をさせていただきたいと存じます。

前回の中間報告書から、新たに最終報告書において取りまとめられましたものにつきましては、大きく見てみますと「新税財源の検討」と「大型建設事業の再検討」の2つの内容が盛り込まれております。はじめに、新税財源の検討についてでございます。恐れ入りますが、11ページから13ページをご覧くださいと存じます。11ページの下の方でございます。(4)新税財源の検討、のところからでございますが、住民会議におかれましては、地方税の専門家をお招きし、勉強会も開催され、また、新税検討のための小委員会も開催されながら、新たな税財源の導入の必要性や可能性などの検討を重ねられてまいりました。新税の検討につきましては、法定外税の導入については、税の公平性や徴税コスト等に課題が残り、先進事例にみられる法定外税を早期に導入することは困難ではあるが、継続的に先進事例の調査研究をされ、絶えず法定外税の検討を続けること。また新たな税源としてペット税を考えるほか、税源の涵養を図るため、観光資源づくりとして、町の「特産品づくり」や「菜の花プロジェクト」など町民主導の取組みも積極的に推進されたい。また、固定資産税、都市計画税の税率改正など現行税制の枠内での増税につきましては、歳出の徹底した見直しと既存の歳入の精査を行った上で行われることが非常に大切であり、同時に町民の十分な理解を得ることが必要不可欠であるとのご意見をいただいております。

また新たな財源であります「新財源」の検討につきましては、世界遺産を有する町として、観光施策を積極的かつ重点的に進めることが、歴史と文化を大切にし、貴重な遺産を次の世代に伝え、豊かな郷土づくりを行う上で重要かつ必要な施策であるという認識のもと、遊歩道、標識、案内板など観光環境整備等の観光振興の推進に必要な財源を確保するため「(仮称)斑鳩町歴史・文化基金」の創設のご提言や、里道や水路の法定外公共物の占用にかかる占用料の徴収をできるだけ早期に実施されたいとのご意見をいただいているところであります。町といたしましても、法定外税につきましては、住民等への負担を強い

ることになるため、個別の市町村ごとに新税を創設することは極めて難しく、また慎重に対応する必要が要るものと考えております。そうしたことから、長期的な検討課題として、町民への自主的・主体的なサービスを行う場合や一定の政策目的を達成していく場合などにおいて、導入の必要性やその使途、可能性などについて研究を進めてまいりたいと考えております。また、弾力的で安定した財政基盤の確立に向けては、町税の充実、安定確保は大変重要な要素となってまいりますことから、課税対象の正確な把握と確実な徴収に努めるとともに、特に滞納分の徴収につきましては、町民の不公平感を解消する上でも重要でありますことから、悪質な滞納者に対しましては、差し押さえなどをさらに進め、厳しく対処していく考えであります。また、「新財源」の検討につきましても、重要施策推進のための基金創設のご提言や、里道や水路の法定外公共物にかかる占用料の徴収のご指摘をいただいているところであり、その重要性につきましても十分に認識しているところであります。ただ、基金の創設にあたりましては、制度設計やその原資の問題など課題もありますことから、議会とも十分にご相談申し上げながら、慎重に進めてまいりたいと考えております。また、里道や水路の法定外公共物にかかります占用料の徴収につきましても、さまざまな課題等がございますことから、まずは、占用物件の現状把握を進めてまいりたいと考えております。

次に、21ページをお開きいただきたいと存じます。(5)大型建設事業の再検討についてであります。

住民会議におかれましては、将来の財政収支の均衡を図るため、建設事業の実施に際して借り入れる町債の後年度負担について着目され、この負担軽減を縮減するため、今後10年間に予定している建設事業費総額の30%カットという提言をいただいております。特に、(仮称)総合福祉会館建設事業、JR法隆寺駅前周辺整備事業、公営住宅整備事業、学校校舎耐震補強等事業などの大型建設事業につきましては、それぞれ個別にご意見をいただいたところであります。町といたしましても、建設事業費につきましては、厳しい財政状況を踏まえ、

事業の目的、効果、緊急性を十分に検証し、着手の時期や事業規模の精査を行うなかで、事業費の圧縮を図ってまいりたいと考えております。しかしながら、住民会議において個別にご提言をいただいております大型建設事業につきましては、本町の生活基盤整備を進めるうえで、その骨格を形成するものでありますことから、その見直しにあたりましては、議会にも十分にご相談を申し上げ、ご議論をいただきながら進めてまいりたいと考えております。また、事業実施にあたりましては、各種補助金、助成金などを要望するとともに、単年度の負担だけではなく、将来にわたっての町負担とコスト面で優れた方法を検討し、あらゆる財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、今後の財政健全化に向けての取り組みについてであります。現在、財政健全化計画の策定作業を進めているところであります。その基本方針として、基金の取崩しをすることなく年度予算が編成できる「持続可能な財政体質の確立」を目標に取り組んでまいりたいと考えております。町の財政健全化計画の素案が出来上がり次第、議会にも十分ご説明、ご相談申し上げ、実行可能となるような計画が策定できるよう、ご協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。財政健全化に向けては、無駄を省き、経費の縮減を図るのみでなく、安定的な歳入の確保が必要であります。このためにも、歳入の根幹であります町税の確保に努めるとともに、施設の使用料や役務の対価であります手数料など、特定の人だけしか受けないサービスについて、相応・公平な受益者負担を実現するなど、また、行政改革後期実施計画との整合性をも図りながら、行財政のあらゆる分野において総点検を行い、最小の経費で最大の効果をあげることを念頭において、将来に耐えうる財政構造への変革を目指してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、簡単ではありますが、財政健全化検討住民会議の最終報告書の概要につきまして、また今後の財政健全化に向けての取り組み等に関しましてのご報告、ご説明とさせていただきます。よろしくお願

を申し上げます。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。ございませんか。

木澤委員

報告の中にあっただかも知れませんが、行政改革推進委員会の方にはこの最終報告というのはどういった形で諮られることになっていくのですか。

企画財政

課長

また近々行政改革推進委員会を開催いたしますが、その時点におきまして、この最終報告書も含めて検討していく事になっております。なお、委員の皆様方にはこの報告書は既にお配りをさせていただきまして、行革推進委員会が開会される際にはこの内容を盛り込んだ形で、平成19年度からの後期実施計画、これに反映させていただくように考えておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長

よろしいですか。他にございませんか。

松田委員。

松田委員

今、報告がされているんですけどもね、あんまり町のきっちりした態度が明らかにしているという風にも見えないんですけども、まず初めにね、検討委員会で色々ご審議をいただいて、ご苦勞をかけたという事については敬意を表しておきたいと思うんですけども、検討委員会といわゆる行政改革推進委員会との関係をですね、どう見てんのかなと。そして行政改革推進委員会の委員である人々がこの検討会議ではどういう風な意見、会議があったのかな、という事が極めて関心がもてる状況なんですけども、この行政改革推進委員会がですね、第3次行政改革大綱に基づく前期、いわゆる5年間のですね、前期の関係について、どんな事を取り上げてきたんや。そしてその事が検討会議ではどういう風に評価をされたのか、という事について分かります

か。

企画財政

課長

まず検討住民会議の方には行政改革推進委員さんの方から4名の方が委員さんとして入っていただいております。また、この財政健全化検討住民会議におきましては、町民の視点に立った財政の健全化という観点から議論をいただいているものと思っております。また、行政改革推進委員会におきましては、それぞれに大綱を作成していただいておりますけれども、大綱のねらいが行政経費の節減、合理化、行政の簡素、効率化、事務事業の見直しなど、財政運営の合理化に視点を置いたものでありますので、また、それから第2次行政改革の大綱のねらいにつきましては、更に社会情勢の変化に対応できる行財政の構築という事で、若干視点が異なってきておると。財政健全化検討住民会議におきましては、同じ財政健全化の中でも町民の視点に立った提言、行政改革推進委員会におきましては、行政経費の節減、合理化とか、そういった内部的なものまである程度関与していただいたという事の違いがあると考えているところでございます。

松田委員

よう分からんのですけどね、確かに行政改革推進委員会の委員会でね、いわゆる前期の関係を一つ提起してるはずなんですよ。しかしそれは明らかに、我々には分からんわけですけども、その提起してる関係がどういう風に今、実行されてきてるのかと。今度これから18年度の後期の関係に具体的に入るわけですよ、その事が事務局段階でもいいんですけど、推進委員会ではですね、どういう風にこの検討会議に伝えているのかどうか、その事と整合性が、ほんとうに出ている形になっているのかどうか、という事が一番ポイントだろうと思うんですよ。そういう意味でいくと、ただ単に私は、この検討住民会議をもつという事を言ってる時にもずいぶん我々は意見を申し上げてきたんですけども、監査委員との関係がどうなる、であるとかあるいは推進検討委員会との関係がどうだと、そういう相互連携の関係について、委員会で相互間の関係についてずいぶん問題が残るのではない

か、という事で意見を申し上げてきたんですけども、やっぱり結果は答申が出たあとの関係を見ましても、それぞれの委員会で、それぞれのところで、色々な意見が出てきている。必ずしもそれが住民の視点に立ったものかどうかという関係がですね、果たしてほんとに住民の目線に立ってるんやろか。そういう立場でこの答申をいただいたんだらうか。という事について、必ずしもうなずける状態のものになっていないように、あるように思うんですよね。改めてね、行革推進委員会の名簿、今、見せていただいていますね、確かに財政住民検討会議に4名はおいでになるんですけども、財政推進委員会、当時の関係で前から第3次行政改革大綱をお作りになった時に参画しておいでになった人々というのは2名だけなんですよね。あとの2名というのは、一般公募の関係で入っておいでになると。しかも、その一般公募の関係も、行政改革推進委員会の関係の、なられたすぐに検討会議、入っておいでになるんですよね。ほんとにこれ、ですから問題はですね、いかにも公平のように見えるんですけども、ここでほんとに公平なんかなという、あるいはほんとに代表することになるんかなと思われる状況というのは、公募制度ですね。公募制度についてどういうお考えになってんねやと。非常に公平であるし民主的であるという風に思うんですけどね、斑鳩町が実施している、これまでの公募制度についてどういう風な公募をなさっているのかな、皆さん、という事をまず聞かしてもらえませんか。

企画財政  
課長

公募制度につきましては、町民の方から自主的に参加していただくという事で、町民の方の代表という捉え方をしております。また公募にあたりましては、募集をかけました中で、抽選で選択というか、人を選ぶようにいたしておりますが、公募制度の考え方につきましては、やはりそういった行政に関心のある方が忌憚のない意見を、その委員会で申し述べていただくと。また、住民の声を違った観点から聞けるのではないかという事があると考えているところであります。

松田委員

僕はね、この公募制という関係については、先ほども言ってるようにいかにも民主的云々という風に思われるし、確かに精通していながら、自分の目線に立って、自分というか、それぞれの見識をもって意見を言える、という立場であるという理屈にして分かるんです。実際、そういう期待をするような状態として公募制というように置いてもらっているという事にあるんかどうか。あるいは競争行政というのは、どうなるんかと。あるいは住民が公募せいという声に応じていかれる事について、ほんとに公募制に、答申内容とそのものが活かされてるんやという風な格好になっているという風に思われるんかどうか、という事ですよ。だから、推進委員会から4名が入ってるというけれど、2名の関係の人は全くその、推進委員に任命された、直ちに住民検討会議に入ってるんですよ。ほんとに第3次大綱はですね、読む暇もあつたんやろかと思うくらいなんです。そういう状況の中で入っただけになる。だから前から第3次の関係に、いわゆる要綱にですね、第3次行政改革大綱に携わっただけになった関係というのは2名しかないわけですよ。そうすると、この住民検討会議の関係でですね、いわゆる冒頭に書いてるんですけども、これまで行財政改革に積極的に取り組まれ、現在、第3次行政改革大綱に基づき行政機構等の見直しなどに取組まれているんだと、という事を言ってるんですけど、その事はどの位認識されていたのかな、という事について、十分分からんわけですよ。その事について十分認識されているんなら、もう少し議会の関係についても見方が変わってきていいんじゃないかなと、あるいはもう少し触れて、評価すべきは評価をするという関係のものがあって、然るべきではないんかなという感じがしたんですけどね、その面についてどうなんですかね。どうも行政改革推進委員会の関係というのは、17年7月6日から20年7月5日までになるわけですよ、この任期。だから結局改選されたらすぐに検討会議に入っただけになるわけですよ、そして4名だと。それで住民に、推進委員会の関係というのは先ほども質問があつて、報告で、今度報告すんねやと言うけど、もうあんた過半数以上になってるわけですか



らね。報告のどうのこうの言うてみたって、ところが前の関係で、3次大綱に関わっていた人っていうのが、3人新たに、このような3人みな入っているわけですから。この3人がどういう意見を言われるかという事になるだけの事なんで、あんまりその、むしろそんな事言うよりもですね、検討会議の公募の関係の2人、新しい2人ね、そして公募をしたんだという事で推進検討会議から入っておいでになる関係の4名のうちの2人は、さらに住民の関係という事が言えるか分かりませんね、この場合で。そしたら4名やね。それらの人々がほんとにね、十分理解した上でご意見をいただいた事になるんやろか、という事について、よう分からんのですよね。だからその辺が一体どうなのかなという、公募制という関係を作っていて、しかも我々も公募制という関係を評価をして、制度そのものとしては悪くないという事を言っているんですけども、ほんとに期待できるような関係でですね、公募制というものが活かされているんやろか、どうやろか。という風に思うんですよね、これは私自身の思いかも分かりませんが。この辺について一体皆さん自身が、公募制をとっているから民主的なんやと、公平性なんやという事が言えるのかどうかという事なんですよ。多少ですね、この事で分かりにくいかわかりませんが、私はそういう面で、公募した人を積極的に入ってもらってるんだという事については悪い事ではないんかも分からんけども、この推進検討会議の中で、4名は全く住民代表って言っても分かりませんね、これ、ある意味で。だから住民代表と言えるのかあるいは住民の中から選んだと、手挙げてもらってその人だけ決めたという事だと思うんですわ、これ手挙げて。ものすごい競争があってですね、論文だとか色々識見を聞いてやったという事でなしに、とにかく数合わせて出てきたさかいにそれだけしたという形だけになって、しかもそれは公募、公募と言ってやいやい言っているという事だけで、本来的な公募の目的というのはあまり達していないんじゃないかなというように私は思うんですよ。この辺についてこれは皆さんに聞いても言いにくいと思う、これは。言いにくいと思うけど実際にどうや、という事を聞きたいというように私は

思うんです。

それから第3次行政改革大綱について取組んできたという事を、検討会議は認めてるんですから、じゃあどういう形で取組んできたという事でその事については評価してるのかどうか、という事がなければならんという風に思うんです、その辺は一体どのように思ってるんやろかな。それから、いわゆる検討会議の関係では、いわゆる今後10年間の中・長期展望をしてるわけですよ。ところが、第3次大綱の関係というのは22年度ですよ、この関係、27年度まで見てるわけですよ、そうするとあとの5年間というのは結局まだ議論をしてないわけですよ、推進検討会議でも何でも。そこを見越しているという関係はどういう関係で見越したのかなという事に見てみますと、あまりこのその関係を見越してるようには見えないわけですよ、これから見ていっても。そういう面について、一体どういう風な理解をしながらですね、第3次行政改革大綱より5年先をまだ言うてると。その関係についてですね、単に検討会議の皆さんがお考えになった事なのか、あるいは事務局で皆さん方が何かそういった考え方について述べて、それらを咀嚼した上での内容になっているのかどうか、という事についてを必ずしも明らかでないように私は思うんです。その辺が一体どうだったのか。そして、今後ですね、第3次行政改革大綱より5年先の関係を言ってるんですけども、今後は、行政改革の推進会議はどういう議論をしようとするのかなと、そういう関係について整合性ですね、は一体どうなってくるのかなとかですね。それから、報告の中では指定管理者制度の関係、積極的な活用を言ってますよね、ところが今日、町が指定管理者制度の関係を採用して取組もうとしておいでになるんですけども、予算委員会などに言われてるように、所管委員会でも言われてるように、あまり変わり映えがせーへんの違うかという事で、一応、施行期間として1年という事にしてですね、4年というやつを直してですね、そしてそういう事で検討してくださいと、こう言ってるんですけど、ほんとに斑鳩町として指定管理者制度、現在のような格好でしていくという事について、相律的な事になるんだ

ろうかどうか、という事についても多少は我々も疑問を持っているんです。ところが、検討会議の報告もですね、そのことをせい、と言ってるわけですね、もっと。その辺について、ギャップがあるように思うけど、それ一体どう考えてんねや、という事とかですね、それで当面で就労効率を高めるように言ってるんですけど、具体的な提言はないという風に思うんですよ、ただ、何%という事だけを言ってるだけでして、極めて抽象的であるし、どういう風に分析をされてるのかなど、いう事についても、もう少し掘下げた議論がないとですね、これはほんとに出来ていかなのではないかと。ただ単に目標もうちょっと高めに定めて、高めて、そして努力をなささいよと言ってるに過ぎないんですね。それでは、目標掲げていく事は出来るか分かりませんが、ほんとにそれによって就労効率を高める事が出来るのかどうか。それは町の姿勢に関わってくる問題と思う、いくら姿勢で担当者が頑張ってみてもですね、そもいかなのと違うかなというように思われるんですね、その辺は一体どうなのかなと。

人件費の関係についてもですね、まさにこれは、いわゆる人事院勧告に符合すればそれでいいんだという姿勢というのは、検討会議の中にも出てると思うんです、果たしてそうなのかと。僕は今までから言ってますように、斑鳩町の職員というのはもっと自信をもって、人事院勧告を参考にする事はいいけれども、準拠する、それに右にならえをするんだという事では上意下達だと、それじゃあ新鮮味がないじゃないかという事を言っているんです。ところが今度の人事院勧告、検討会議の関係はですね、ただ単に5年間でなんぼ減らささい、これはもう皆さんが言ってる事と一緒になんです。しかも人事院勧告の関係とえろ変わらんと、それを創設すればいいという事だけ言って、全く住民の目線なんか応えているという風には言えんのと違うかという感じがしたりしますし、ほんとに住民の目線に立って理解をしていくという風に言えるんかどうか、という関係ですね。それと、今ひとつ、議員の関係についても非常に私は差異があると思うんですよ、住民検討会議。これはある程度の差異のある事についてはやむを得ないかと

は思うんですけども、あまりにも差異があり過ぎると。この事は一体なぜなのかという事と、真剣に我々も考えていかなければならんと思いますけれども、この事についてですね、行政の立場から見て、やっぱり皆さんどう思うか。確かに一人減らすという関係では、ようけ減らせと言うてんのにと関係ではずいぶん差があるし、一体どない思てんねやと、検討会議で思われるかも分かりません。その辺の関係についてですね、一体どうなんかなという関係もあります。しかもまた、検討会議の中でですね、もっと住民検討会議でもあるいは推進会議の中でも検討してもらわなければならんというのは、今日までもしばしば指摘してきてるんですけども、いわゆる地方分権、いわゆる現在の縦割制度の弊害という関係をどう除去していくのか、という事が地方においては非常に大事な事だと思うんですよ。例えば、前に私がいつも質問してますけど、幼稚園と保育所の関係ですね、これは教育委員会と厚生労働省の関係になっているという関係などについてもですね、やっぱりその事によって縦割の関係が弊害になってるという風に思うんですけどね。ところがそういう関係についての弊害除去をどうするか、という関係についてもっとメスを入れていかないでですね、地方の関係というのは私は変わっていかないと思うんです。ところがそこらについては全然触れていないわけですよ。しかも、幼稚園と保育所の関係にするならば、資格状況もちろんありますけども、ほぼそれが解消されてきているという事になりますと、これも一つに合わせてやっていこうという関係が、ずいぶん町改革の関係で言われてきているし、特区の教育制度の関係でですね、採用されているところも非常に多いわけなんですけども、依然として文部科学省と厚生労働省との関係について、縦割の関係が出て、その事に準じて地方は対応しているためにですね、円滑な運用というのができない、あるいは有効な施設活用というのができない、という弊害があるんじゃないか。だからこの事がもしも解決をするならば、もう少し私は合理的な対応というのができるんじゃないかという風に思われる、という事も申し上げてきています。そういった視点が一つもない。あるいは学童保育の関

係についてもですね、今日非常に問題課題とされているにかかわらず、いわゆる安全と安心という立場から見てですね、学校がやかましい言っていると一言いながら、学童保育の関係については、国の施策としては厚生労働省が所管している。というようなことで、教育特区の地方へ入りますと、教育委員会ではないんやと、これは民生の関係やという風な事に言って、何か違うという風にしている。という事についても、これもやっぱり縦割の弊害というもの、そのままに受け入れたままでやってきて、これを改善しようとしていないという関係が、斑鳩町の行政改革推進会議の中で一体、それをどうしようとしてるか、その事によってもっと合資的なという事になりはしないのか。というような関係にもっと視点を分けて考えてくれてもいいんじゃないか、というように思うし、更にこれは別の機会に申し上げようかと思ったんですけども、例えばですね、日常の推進の関係、例えば一般会計の中で、18年度もそうですけども、自治会の文房具の補助がありますね、これの計算の仕方もですね、現在の関係で見ると、自治会の所帯主戸数によって、所帯主を基礎にしてるんだと思うんです、これは聞かな分かりませんが。ところが、戸数とはずいぶん違うわけですよ、戸数と所帯主数と、いわゆる戸数との関係は違うわけですよ。ところが戸数にしてきた場合にはもっと減るはずなんです。だからその面について、考えていくと一体経費というのはどうなってくるんだろうかと、あるいは手間ひまの関係から言って、職員が減員されていくんですけど、そういう面について、一体どういう影響を及ぼすんだろうか。ところが現在では、ほとんどが戸数では見ていないと思うんです。同一家族でありながら、結局所帯数で見てるものですから、所帯数は増えるという状態がありますね。ところが斑鳩町の人口としては減ってきている。所帯数は増えている、ところが人口は減ってきている、という現象などについてですね、見られますように随分やっぱ計算の仕方によっては、景気の関係についてもあるいは動向値の関係についても随分変わってくるはずなんです。ところが、そういう面を見直していくべきだという視点に立った指摘が一つもない。しかし、そういう

事をやらない限りですね、経常経費の節減なんていうのはできっこないですよ。目に見える関係で職員を減らせとか、管理職の給料を減らせとかあるいは議員の報酬を減らせとか、数を減らせとかいう事だけに目線がいつてしまう。という関係の面がやっぱり極端に出てるのではないか。そして、職員その他を減らす関係というのは、どういう形態でこういうのに表れてくるかと言いますと、いわゆる各自治会に表れてくるわけですね、自治会の協力を得るという関係に皆なってくると。ごみの関係なんかにしてもそうなんです。そういう関係について、職員を減らせばそれだけに一般住民が町の対象とらなければ、どうしても出来ないという要素が出てきている。しかもそれはどんどん広がっているけれども、それが改善されてきているという事については、もっと評価をしながら、互いにそれぞれやってもらうという事を考えてんといけないにもかかわらず、これだけ減らせ、何を減らせ、減らせ、というから非常に反発が出てくる。という関係になってるんですよ、多少の反発があるという事は分かるんですけど、あまりにもこの内容というのが、減らす事だけに集中して、答申をしているという風に言いはしないのか、という風に思われるんです。しかも最終的に言いますけど、私ども予算の関係、賛成はしたんですけども、やっぱり節減するところは節減し、要るところにはどうしてもやっぱり付けていかんないけないという関係が、18年度予算の関係で、私どもは賛成はしたんですけども、しかし、この答申を見るとですね、結局は最後にも言ってますように、いわゆる5億何がしの関係を節減せいと、そのためにそれに合わせるために、つじつま合わせをしてという事でありましてけれども、そうするとですね、もう少しこれを分かりやすく言えば、いわゆる常に私が言いますように、基金を取り崩さなくても一般会計の予算が、当初予算が、少なくとも組めるように努力をしたいという関係、今度の場合は18年度を見てみますと、斑鳩町の場合、いつも結局基金を取崩しは従来どおりやっていますし、更に86億という関係になって、決して昨年からみて減額してる状態ではないわけですよ。だから、そういう面において、どう評価をしてく

るんかという関係については、いま少しなるほどなという関係はなかなか言いにくい状況があるという風に、私は思うし、そういう面について一体どう考えておいでになるのか。それから、審議の関係の事を言ってますけど、私はやっぱりそれより以前に先ほども申し上げてますように、歴史と文化を誇ることは結構なんですけれども、それについて、税を課していくというよりもむしろそのことを皆に分かってもらうために、しかも関心を持ってもらうために、あるいはマンネリ化をしてる今までの施設の使い方っていうものを、もっと効率的にするという関係についての検討というものが更に優先されるべきではないのか。それらを行った上において、初めて言われているような関係に結びついていくというように私は思うんですけれども、そういった事にはなっていない、という風に思ってますね、結局、短期間にまとめていただくという事になったからこうなったんか分かりませんが、極めて形式的な形に終わってしまっているような気がするんですけどね、こういった事について先ほど課長からの話にもありましたけども、あまりにも私はきれい事で済ましてしまおうとしているような感じがして仕方がないんですけどね、その辺はどうなんでしょうかね。

総務部長

今、色々ご指摘いただいたことが我々としても同じように痛感するようなところでございます。いずれにいたしましても、そういった報告をいただいた中身につきまして、一つひとつ我々としてやはり、どう今後いたしていくべきであろうかという事につきまして、健全化計画を立て、そしてその素案を申し上げる。そうした事につきまして、やはり総務常任委員会にもご相談申し上げながら、やっていき、執行してという事が一番必要であろうと、かようであろうと考えておりますので、これはあくまでも住民会議という目線の中で、報告していただいた事もあります。そうした観点で中については、今ご指摘いただいたような事も出てくる、見られるという事も我々としては、やはりあると思いますけど、そういった事で進めていくという事で、また色々ご意見を賜りながら、今後の財政健全化に入れていくという事は、

これが一番大事であると考えております。そういった事で、そういう意味で合わせますとやはり行政改革大綱とのすり合わせをみていけば、18年度からはもう始まって、なっておりますけれども、そういった方向になります。そうした中で行政改革大綱との年数に見れば、5年かけているところがございますけれども、当然いずれにいたしましても、そういった関係につきましては、十分すり合わせを調整しながら進めていかなければならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。一つずつ具体的な考え方についてのご答弁にはならなかったと思いますけれども、いずれにいたしましても、今後どう進めていくかという事が一番肝要でございますので、色々とまたご相談をさせていただきながら、ご意見を賜りながら進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

松田委員

僕はね、思うんですけどね、結局はね、会議を持った事は無駄ではなかったんか分かりませんが、ただ会議をもったという事に終わってしまうような気がして仕方がないですよ、みんな中途半端に終わっちゃうと。結果的にやっぱほんとに有効的なですね立場でこれをとらまえていこうという事になるのか、ほんとに、例えば中間答申がありましたね、中間答申とあとの関係のこの最終報告、最終報告の関係というのは、あまり変わりませんね、中身が。ほとんどこの最終報告という、最終報告という関係については、ただ単に概念的に言うてるに過ぎない、具体的な関係は中間報告です。中間報告というのは、18年度の予算に間に合うものは合わせと、こういう形で言うてるわけですよ。そしたら18年度予算に間に合わせましたと、その事によって経費の節減はこれだけできました、という関係にいつ言われるのかというと、そういう風にはなっていないわけですよ、予算の関係上。だからそこら辺からみると一体住民検討会議の関係というのは、どのように受け止めて来たのかという風に言われても仕方がない、という事に私はなると思うんですよ。だからそういう意味からいきますとね、どうもそういう関係について、従来心配をしていましたように、従来



から言われているように、屋上をこう重ね、あるいは、いわゆる会だけをもつという関係で自己満足をするような形という事に陥ってしまう弊害というものが出はしないのかどうか。というような気がね、するんですけどね、我々としてももちろん議会でも考えなければならん運営、いくつかありますけれども、この答申内容を見てですね、そのまま受け入れて一生懸命やっていますんや、というような関係にはならんのと違うかなというように、私は思うんですけどね。今、課長が言ってるような関係というのは、あまりにもきれい事で物を言い過ぎているというように、私は思うんです。だから、この辺はですね更に今後検討されるということ言ってますけど、やっぱり少なくとも第3次行政改革大綱の後期を具体的に進めていく事になるわけですからね。本来はもう後期に入るんですよ、ところが出来上がって我々に聞く時分というのは、後期の関係も中ほどに進んでしまうと、いつでもそうなんです、前期の関係もそうなんですけど、2、3年過ぎてから示されているという事になるんですけど、この中で一体何を検討会議の関係でやろうとしてるのか、しかも推進会議もあるわけですよ。推進会議は町の課長以上の皆さん入ると。そして、いわゆる改革本部を持つんですけどね、推進会議の行きよいでという事になります。推進会議というのは一体何を今度は提言していくのか。僕は、新税の関係なんかについても、多少まだまだそういう状況ではないと思いますよ。それよりもむしろ、まだこの関係で残ってくる関係というのは、予算、節減していきなさい、いきなさい、という関係については事業やらなんたら何ぼでも減るんですよ。事業をやるさかいにやっぱり必要な事はやっていかないかんから事業をやる。だからその事について18は86億という事になって、一番これから目立っていくというのは下水道の関係が多いんじゃないでしょうか、固定して比較的財源を必要としている状況というのはね。その為の埋め合わせの財源というのは一体どうしていくのかという事の方が、むしろ課題になってくるだろうと思うんです。そうすると、今その財源の、主要な事の財源としてくぐり抜けていく関係というのは、都市計画税だと思う

んです。都市計画税のあり方そのものについて、今随分今日まで全国的な修正、近隣市町村の申請を見て減らしてきましたけど、ほんとに減らす事がええのかどうか、という事にもよるわけですよ。むしろ、これを復活、もう少し増やしていくという事をしないといかんのじゃないとか、あるいは下水道の関係についても、市街化区域だけではなくて、市街化調整区域もそのうちに要望していくという事ならば、そういう関係に配慮もうちょっと検討してみるとか、あるいは一時負担金の関係について、増えてくるからという事であるけれども、負担の関係から見ると10万円というのは僅少であるから一時金もうちょっと考えるとか、いう関係の方がより実態的な事ではないのかな。住民に色々不満があるにしてもですね、その事の方がもう少し公正が伴う形になるのではないのかなという風に思ったりするんですけどね、これは私の個人的な考え方なんです。ですからそういった関係についてですね、十分にやっぱり検討会議などで、この議論をしてほしかったと思うんですけど、これからの関係というのはやっぱり行政推進会議でしょうね、恐らく舞台がそこへ移っていくんだと思うんです。その中でどの程度この報告内容が取り入れられて、その事がどれだけ消化をされていくかどうかという事にもかかってくるんだろうと思いますけども、是非ともですね、そういった、もう少し我々としても予算がほんとに厳しいんだという認識にまだ立ってないと思うんですよ。色々ご努力を願ってる関係だと思えますけどね。17年度と18年度一般会計予算を見た人はあまり変わり映えしない、むしろ、ああよかったなという位の見てもらってますからね、これが本来、一般会計の取崩しの関係をもっと縮小されてきて、そして一般会計、もっと圧縮された状況になってるとすれば、やっぱり切崩したんかなと思いますけど、まあまあ色々言うてるけども、まあまあいけるやないのか、という関係というものがあつたように、同じような形というものが出てきているという事が、僕は謙虚に見なけりゃならんのではないかなというように思うんですよ。口先だけでいくら厳しい、厳しいと言ってみてもまさにそういう事に実態というものが表れてこないとすれば、

やっぱりこれくらい乖離をした状況というのが出てくるのではないかな。そして住民の理解を得る事がなかなか困難なものなんではないかなというような感じが私はしています。以上で終わっておきます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

それでは次に、(2)平成17年度不納欠損処分について報告を求めます。藤原税務課長。

税務課長

平成17年度の不納欠損処分につきまして、ご報告をさせていただきます。資料8をご覧頂きたいと存じます。

平成18年3月31日付けで、地方税法の規定に基づきまして、徴収することが不能なものにつきまして、合計で85件、565万412円の不納欠損処分をさせていただいております。税目別件数で85件ということではございますけれども、これを実数にいたしますと、法人を含む71人となっております。

事由別に申し上げますと、まず、地方税法第15条の7第4項でございますが、これは表の下に付記させていただいておりますように、滞納処分の停止が3年間継続し、納付、納入義務が消滅するもの、言い換えますれば、滞納処分する財産がないとき、また、滞納処分することにより生活に著しく困難をきたすとき、また、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産が不明である、こういったときは、滞納処分の停止を行い、その後3年間状況が変わらない場合は、不納欠損を行うこととなっております。これらの理由により、納入の義務が消滅した者として、町民税で2件、6万4,350円、軽自動車税で1件、9,000円、計3件で7万3,350円の不納欠損処分をいたしております。

次に、地方税法第15条の7第5項でございますけれども、これは

滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたもので、言い換えますと、執行停止をした場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅させることができるものでございます。これにつきましては、町民税で22件、160万4,408円、法人町民税で3件、6万5,100円、固定資産税及び都市計画税で1件、2万5,921円と2,979円、軽自動車税で20件、44万6,200円、計46件、214万4,608円となっております。

次に、地方税法第18条第1項でございますけれども、これは消滅時効にかかるもので、町民税で14件、124万1,704円、固定資産税及び都市計画税で3件、159万9,126円と18万3,774円、軽自動車税で19件、40万7,850円、計36件、343万2,454円の不納欠損をいたしております。

裏のページをご覧いただきたいと思っております。不納欠損につきまして、税目別、年度別にそれぞれの件数と金額を記載いたしております。表の一番下欄には、それぞれの税目別の実人数を記載しております。町民税では合計件数が58件でございますが、複数年次にまたがっているものがございすことから、実人数は38人、法人町民税は同数でございます。固定資産税及び都市計画税につきましても、合計件数は19件でございますけれども、実人数は4人となっております。また、軽自動車税につきましては、合計件数218件で、実人数は40人となっております。

この平成17年度で不納欠損処分させていただきましたものにつきましては、先ほども申し上げましたように、滞納があった当初から再三に渡り催告等を行ってまいりましたものの、やはり処分する財産がない、あるいは本人の居所が不明である、また、本人が死亡し相続人がいないもの、競売開始により交付要求を行ったものの事件終了により配当がなかったもの、法人関係では事業所の廃業や、現在実態が不明なものなどがございます。

やはり税につきましては、公平にご負担いただくことが大前提でござ

ざいまして、公平性の確保を図るため、今後とも、財産のないものについては執行停止、不納欠損を行うとともに、財産のある者につきましては、積極的に差押え等の滞納整理を進めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしお願いを申し上げます。なお、申し訳ございません。資料8の表のページでございますけれども、一番下ですね、地方税方の方という字が間違っておりますので、ご訂正をお願いしたいと存じます。以上です。

委員長

報告が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員

欠損処分をしていかなければならんという事については分かるんですけど、この表ではですね、欠損処分をするという項目と額だけを掲載をしているんですね。現状ですね、滞納額というのは、この関係については、どうなっているのかという事を正しくやっぱり記す必要があると思うんです。だから、滞納額が今現在どうなって、そのうちのこれだけについては欠損処分をするんだ、という関係を是非とも明らかにしてもらわなければならんという風に思うんです。それから、ここで書いている関係も先ほど言われているんですけども、件数の関係も結局、一人で何年も滞納額がずっと溜まってる関係もあると思いますし、単年度の処理の関係もあると思いますけど、やっぱり、ここで出ている関係、まずはですね、滞納の関係が今一体どういう現状になってんねや、という関係ですね。だからこの関係について、まず総額を明らかにする、してほしいと思うんです。そしてそのうちで、ここに書いておりますような法を適用されるものがいくらあるのか、という関係でないと十分分かりにくいという風に思うんですよね。だからずっと今日までのですね、滞納されている額っていうのは累積されてきているんですけど、一体どうなっていくんやという関係を明らかにする。そして、その滞納の中での、これこれについては欠損処分を今回もしなければならんという関係、なんぼ残んねやという関係ですね、

という関係をやっぱり明らかにする必要があるんじゃないか、という風に思うんです。これは欠損するだけの関係だけしか書いてませんから、そういう風に説明をしてほしいという風に思う。それから、ここで書かれている関係についてですね、これ、最高滞納期間というのはどれ位になってんねや、3年なのか4年なのか5年分なのか6年分なのか、そしてそれらを累積した時に、一人当たりですね、一人の最高額、滞納の最高額というのは一体なんぼになってんねや。あるいはそれぞれ見てくれと言うんですけども、いわゆる滞納期間と滞納額がどうなってきたのか、という関係について明らかにしてほしいという風に思うんです。そして、これからいきますと、年度の関係ですね、昭和60年からやから非常に古いんですよ、しかも特に自動車の関係なんかが多いんですけども、平成になってからですと、2年以降の関係になってきて、ちょっとあるんですけど、これらについてですね、ほとんど、全部と言っていい位滞納になってきてるんですけどもね、みな個人が多いというように思うんですけど、この辺の関係について、滞納期間と最高額、明確にしてそのうちのなんぼ、何年度まではその事で処理したけど、何年度まではまだ続く、残っているのはこういう関係で残ってるという関係の説明をできればしてほしいというように思うんですね。

税務課長

いわゆる現在の滞納額という事でございますけれども、この滞納処分後の滞納額という事でお答えをさせていただきたいと存じます。この不納欠損処分後の滞納額につきましては、町税総額で、税目別、年度別のそれぞれの件数の合計でございますけれども、2,972件ございまして、総額で1億6,843万9,697円でございます。ただ、先ほど委員もおっしゃいましたように、重複という事のなかで実際の実件数にいたしますと、1,220件という事になっております。また、いつからの分からの滞納が残っているかという事でございますけれども、やはり町民税関係では古いものは昭和54年から残っております。また、次いで軽自動車税では昭和59年からのものが残って

いるという事でございます。やはりこれらにつきましては、部分的に一部納付をされるという事から、これは不納欠損にあたらぬという事で、そういった形で残っているものでございます。また、昭和54年から昭和63年という事で、昭和年代の滞納額につきましても、合計ではだいたい約140万円程度、件数として37件という状況になってございます。

一番滞納額の大きい金額で申し上げますと約1,200万円という風になってございます。

委員長

これはまた表に出していただいた方がよろしいですか。

松田委員

問題はですね、結局、総額出してくれてる関係、個人情報関係もあるんでしょうけど、これでは、ほんとに分かんのですよね、古い資料なども出してきましたけども、それでも見ると分からずに、年度に、昭和の関係の時代の関係というのは依然として残ってくる。これには落とすように書いてるんですけど、落ちない分が非常にあるわけですね。その関係はどれで落ちないのか全然分かん。という関係ですね、この565万、落とすから必ずしもいわゆる自動車の関係ばかり、自動車の関係抜いてですね、考えても昭和60年から16年までの関係をずっと往路してきてると。だから古い年次の関係も、どうしても取れへんやと思うんですけども、差がついてしもてるわけですね、みなちよっとずつ残ってくる。という関係なんというものが、ほんとに見慣れた人でないと分かんと思うんですよ、これ、表見て分かりますか、分かん表なんぼ出さしてみても、どうにもならんと思うんです。だからほんとにね、税の関係についても、滞納という関係についても、先ほど言われてますようにですね、1億6,800万も出てると、それで565万なにかの欠損で落とすしていけば、一応整理ついてくるんだという関係にはなっていないわけですね。だからそういう面では非常に分かりにくいと思いますし、このことで欠損は結構です、結構ですと言っていくんですけども、ほん

とにそれでいいんかどうかと思うんですよ。だからね、やっぱり軽自動車の関係でも、廃車手続をしてくれればいいんですけど、廃車手続をして影も形もないようなものの関係というのは、税だけが残って行くという関係についてですね、何か手立てはないんかどうかという関係ですよ。だから、結果的に落とさざるを得んという風に思うし、これでも発生件数の関係から、やっぱり戸数の関係、落としてるんですけども、例えば、63年前後での関係は町民税も落とす、そして軽自動車税の関係も落ちる、そしてこれで、平成1年ですかね、までは落ちる。そしたらこれで全部平成1年までは全部解消するんかと言うとそうではないわけですよ。この分ではそういう風に見えるけれども、滞納の関係はどう出てるんかという関係から見ていくと必ずしもそうではない。やっぱりそれらが分かるような形にして、なぜこれは残ってるのか、という関係も我々が理解できないとですね、こういう出し方をしたんでは全く分からんと、ほんとに担当者しか分からんような表になってきてると私は思うんです。だから、そういう面では多少、資料が不十分だというように思うし、もう少し資料を意識した形で出していただく、あるいはこういう事についてもっと、理解そのものもそうですけど、もっと関心をもってですね、ものを見るようにしていかないと、どうにもならんのと違うかという風に思うんです。私はどうしても取れないものについては、結局、払わなくても済むんやという風な印象を与えない状況であるとするなら、もっと欠損処分というのは、すべきものはしていくという事によって、事務の簡素化をし、台帳の整理をしていくという関係も一つの目として大事な事だと思うんですよ。そういう形をとっていかざるを得んのではないかなというように私は思います。そういう意味で、そういう意見とそういう事がなるほど効率的な事なんじゃないという事が分かる資料を作ってくれないとですね、いかなのではないかなというように私は思うんです。しかも年次別の額言ってますけど、件数も書いてもらいましたけど、件数と比べていくとかなり滞納期間というのは非常に長くなってきているという関係ですよ。一人で10年位あって、累積していけばそ



の額が大きくなって、先ほど言われるように1千万以上からになってきている。そしてその金額がどの段階になってるか分かりませんが、聞いただけしか答えてもらいませんけど、ここの関係についてはかなりそういう面が出てきていると思うんです。だからそういう面をもっと分析をきちっとしないと全体には分かってもらえないのではないかなという風に思う。それと、議会担当者が努力してるんですけど、ここへ書いてますけども、まあ言うたら今の関係でちょっとでも納めるとかちょっとでもどうのこうの、という関係になってくるとですね、こういう関係というのは、解消するのとも分かりませんが、じゃあこれからどういう風にしていくのか、という事が大事なんですよね。だからそういう面で見るとですね、色々意見はあるんですけども、例えば住民基本台帳ですね、住民基本台帳というのは、こういう面との面ではどういう風に数字出てくんねやろかと。住民基本台帳の関係を、運用がうまく進んでいくとするなら、所在不明という事にはならんはずなんですよ。そうすると例の督促その他の関係というのは可能になってくるというように思うんですけど、この辺はどうなってるんですか、住民基本台帳の関係、整備の関係はどういう風になってるんですか。この時分になかった分もありますよ、もちろん作られてからね。

税務課長

まず一点目の表の関係でございますけれども、やはり委員のご指摘の主旨につきましては、監査委員からも種々ご意見ご指摘を賜っているとございます。やはりどうしても、こういった事でご理解をいただくという形になれば、やはり監査委員さんにもご提示をさせていただきますけれども、それぞれの滞納者ごとの台帳をお示しするしかなないというような状況でございますので、なかなか、資料でご理解いただけるようなものをお出しするのは難しいというように思っております。今後できるだけ分かりやすくという事では研究はさせていただきたいと存じます。それから、やはり古いものが残っているという事のご指摘でございますけれども、やはりですね、一部、1,000

円、2,000円という形での一部納付という形でこれまで残ってき  
ておるわけでございますけれども、やはりこういった状態の中では滞  
納額は累積して参ります。やはりそういった事の今後ないようにして、  
滞納処分に踏み切っていくという事が、これからの進むべき道である  
という風に思っております。これまでも、17年につきましても、  
そういった方向で整理をして参っております。引き続き18年につき  
ましても、そういう方向で整理をして参りまして、こういった不納が  
残らないという状況にして参りたいと思っております。それと住民基  
本台帳の関係で、所在不明の事でございますけれども、やはりいわゆ  
る債務超過と言いますか、借金に追われてですね、住民票そのものを  
残されたまま行方不明になるというケースがございまして、転出先に  
住民票を移されれば住所が分かってしまうという事の中で、斑鳩町に  
住民票がそのまま残っているという状況の中で所在が分からないとい  
う状況になってございます。

松田委員

僕はね、毎年欠損処分をしなければならぬ額が出るという事につ  
いては、ある意味ではやむを得んのかなと思うんですよ。ところが、  
現在のような取り組みの形では、毎年この、落としていったとしてみ  
ても、この金額で済まんと、とにかくある程度年次別に見ても整理が  
できていかんと、とにかく古い、何十年というような関係が時効にな  
っているにも関わらずそれだけ、台帳だけ残ってくるという事になって、  
どんどん資料が増えてくるというような関係になってきて、担当者も  
かなわんと思うし、もちろんそれは徴収の見込みがあるのかと言うと  
見込みもないという関係が、だきかまえているというのも実態だと思  
うんです。そういう事については、少しやっぱり身軽にできるものは  
していくと、そしてやむを得んものを落としてしまうと、思い切って、  
そしてこのきっちり収納をしていくという事にしないと、累積、累積  
でどんどん溜まってしまおうという事になると思うんですよね。だから、  
特に税の関係というのはこれだけでなしに、他の関係の、厚生関係で  
もよく出てくるんですけど、そうするとなおさらなんです、これは。

だからそういう意味で、これは今までも言うてきてるんですけどね、例えば1,000円を徴収する、納めてもらうために、10,000万円以上からの費用かけてるという事はあまりにも不合理ではないかという事は絶えずこの場でも指摘してるし、代表監査委員もその事指摘されるんですけどね、だから私は今、そういう術がないという風になるんかも分かりませんが、いわゆる欠損額を何年度までの関係、もう処理をする以上、欠損で落としますから、それから以降の関係については、全部きっちり納めてくださいよという風な関係にしてですね、いわゆる欠損で落とす関係と納税を特例で納めてもらうと、それまでの分は一応解消するならば、いう事を本人にも納得してですね、協力してもろてやるという事の方策、何か考えないとですね、結局払わなくても済むんやと、粘れば粘るほどだけ得や、という風な格好にさせていってはいかんというように思うんですよね。そのために台帳消さんねやという事で言ってるけど、いくら経っても納入される状況にないし、解消される術はないという事にもなるんだというように思うんで、何かそういう方法というのは、考える必要があると違うかなと思うけど、現行法でそんな方法というのはありませんか。なけりゃ、ないと言うんならしゃあないんですけどね、これ。

税務課長

おっしゃっている事につきましては、監査委員からもご指摘をいただいているところでございまして、これまでも滞納処分は積極的に進めていくと、地方税法に規定いたします滞納処分を積極的に進めていく事がこれからも重要なところかという事で、非常にこれまでも滞納処分を進める中で、平成17年度の欠損をご覧いただければ分かりますけれども、17年度の徴収率も上がっているという状況でございまして。やはり、この地方税法の不納欠損の規定、あるいは滞納整理の規定等をできるだけ厳密に適用していくという事が、我々の任務ではないかなという風に理解しております。

松田委員

それは、税法の関係で言う限り、例えばここで言う地方税法第15

条の7第4項やと、そしたら滞納処分の停止が3年以上継続し、納付、納入義務が消滅するもの、これようけあるんですよ、うちの関係でも、ほんま言うたら。あるいは15条の7第5項の関係にしても、あるいは時効成立の関係、ところが時効成立をさせないためにという事で、ちょっとでも納めてくれとか、ちょっとハガキ一年にいっぺんだけ督促状出すとかいう事にしてつないでくるという関係についての関係の累積で、しかしそれは事務手続きが遅れてるだけの関係であって、ちょっとも納入の実績が上がってこないという形になってると思うんですよ、こんな事の繰り返しになっていけば、なおさらどんどんどんどん増えてくるだけ。それならもう、所在が分かっているとすれば、それまでの関係の処理をするけども、これからはきちっとしたってくれ、という関係の新たな約束、手立てをとるという事にでもしていかないとですね、どうしてもこれを解消できないと。だから、検討会議なんかでも言われているように、パーセンテージ、目標年次を、額をあげなさいと言うけど、目標年次なんぼあげたってね、目標額を、取るもん取れへんのやから、もうおらへんのやから。そうなってくると解決ちっともせーへん。そうするとこっちが言う要求だけのことになってくる。という事になるという風に私は思うんですよ。そういう事が分かる資料を作って、できるだけ協力してもらえると、そして理解してもらおう事は理解してもらおう、議会でも承知してもらおう事は承知してもらおうという姿勢をとらないとですね、いつまで経っても目の上のたんこぶで、だんだんだんだんふくらんでくるだけや、という事になるという風に思うので、今回の欠損処分を私は反対とは言いませんが、これは結構なんですけども、もうちょっと規模簡素化するという意味合いとあるいは合理的に対応できる方法というのを考えていかないと、今のままではいかんのではないか、という事だけ申し上げておきたいと思うんです。そうしないと、500万やそこらではすまんようになってくると、これは。もっときれいにして、ほんとの不納になってるものを入れようと思ったらもっともっと、ほんとはこれ、1億なんぼあるんですから。だからその関係について、処理をしていく事を考え

ないとですね、あかんという風に思うので、こういう問題の事をもう少し具体策、特に放棄すべきものは放棄するという、もらうのはもらうという関係にして、取引的なことになるんですけど、やっぱり一つの考え方というのを出していかないと、僕はなかなか減少していく傾向にはできんのと違うかという風に思います。これはもう担当者いじめになる事だと思いますけど、十分に配慮して対応してもらうように、議会もほんとにこの内容を分かって処理をする、あるいはされているという事にしてもらわないとですね、意味がないと思うんですよ。こんなんは見ただけで分かれって言うたら、よっぽどの人じゃないと分かるはずがない、これは。これで全て解消してるように思われるんです、ところが古い年次の関係、まだずっと残っている、という事になるんですから、そういう意味合いでの整理をするように。そしてもうちょっと税台帳、薄くなるように薄くなるように考えていかないとしょうがないと思うんですよ。そういう事について、特に注文をしますから、そういう配慮が必要なんだという事だけ強く訴えておきたいと思うんです、以上です。

委員長

他にございませんか。木澤委員。

木澤委員

すいません、この表の裏側の方なんですけれども、平成16年度だけ、13、14、15ととんで町民税の所が金額が挙がってますけれども、これはどういう事なんでしょう。

税務課長

これにつきましては、いわゆる町民税の特別徴収にかかるものでございまして、給与所得者の場合は特別徴収、給料から源泉をするという事になっています。そういった形で、給与から住民税が天引きをされて徴収されたものの、その徴収をした特徴義務者いわゆる会社でございまして、法人がいわゆる町に納めてこなかったという事で調査をいたしますと、もう法人組織が実態が分からないような状況になっておったという事で、不納欠損処分をさせていただくものでござ

います。

木澤委員

木澤 そうすると、滞納処分という事ではなく、その時点で処分できるから処分したという事なんですか。

税務課長

いわゆる法人としての活動がですね、もう確認できなかったという事でこの場合は即時に滞納処分をさせていただいたという事でございます。

木澤委員

松田委員さんももっと分かりやすいように、という事をおっしゃってましたけれども、今回、報告をいただいているわけですがけれども、特に議決が必要な分ではございませんけれども、やはり、もっと細かいところですね、分からないとこちらとしても了承するという事、簡単に出来ないと思いますので、やはり資料の方、もっと分かりやすい資料の検討をいただきたい、そういう事を私も意見として申し上げておきます。

町 長

先ほども松田委員さんおっしゃいますように、この一番難しさはやっぱり、個人情報があると思います。やっぱりその事も踏まえてですね、その事を十分考えていかなかったら、やっぱりその事が漏れてしまうという事になってしまいますと、大変な事でございますから、そういう事の中で私は一番、担当者にも今申し上げているのは、とにかくハガキ1枚出して差押えとかというような関係等やるという事が、それは分かるけれども、もうやっぱり現物的にね、今、県がやっているように、もう自動車でも名義が本人やからそれをやっぱり差押にいく、取りに行くという努力をせんとね、こんななんぼしてても、結局我々としては、裁判でまあ言うたら町営住宅の関係でも入れます、裁判で調整したら全部払うんですよ、払ったけども今度また何ヶ月かしたらもう払って来ない、もうそういうような悪質というのか、そういう方が必ずおるわけです。だけど、まじめな人は1,000円でも納付、

2, 000円でも納付して続いているわけです。こんな方々はやっぱり払う意思があるわけですね、この人らは全く払う、もう町来よったかて、晩行ったかて、電気付いてたかて出ないんですよ。そういう事にいつまでも職員が行って、1万円も2万円も経費かかって人件費かかって、そして金取って来られなかったら結局、民間と官、我々の関係等については、それだけの人件費を払いながらどないも出来へんという事は、やっぱり車でも差押えてくるというくらいの事をせん限りはもういかれへんと。ほんとに今これ560何万やけども、実際これ台帳ずっと見たら、もう不納欠損や不納欠損やと言うけども、今1億6,000万の関係、もう2億、必ずくると。そういう事をね、ただ景気が悪いから、景気が悪いから、という事よりも、まだ景気悪かったかて一生懸命働いて、汗水垂らして働いてでも払うという気力の人はいっぱいおられるんです、その人らをどうするかという事を考えたらですね、もう結局、役所みたいなん、そんなん言うたかて、払わんだかていいやないかと、また手紙一枚来たかて、裁判所へ差押や言うて裁判所へ行ったかて、もう行かへんだらそれで終わりやという、日本のそういう事がやっぱり私は蔓延してると思う。これをやっぱり早く打開していかなかったら、もう今すぐに新聞等でも出てくるように、今日らでも平群町が町営住宅、以前にもこの斑鳩町議会の中でも、亡くなられた森河議員さんが、お前ら町長、責任とって自分らで払えよ、滞納みたいなん、こんなもんだいたいから、住まれないから住みたいという人いっぱいおられるのに、そんな事、滞納さすという事はけしからん話やと、だから自分らで払う位の気力もってですね、まだ空家したら、20人も30人も応募してですね、そして抽選すると。そして何べんしても当らんという人もいっぱいおられる。そういう事のことを考えたら、お前らもっとしっかりせい、という事をおっしゃっていただくように、我々はやっぱりそういう気持ちを持たなかったら、全くいかないと思いますし、だからこういう問題についてはやっぱり正直者が馬鹿をみない、やっぱり一生懸命、働きながら金を納める、そういう姿勢を今後もやっぱり私は職員がそういう事を肝に銘じ

てやっていかなかったら、もう不納欠損です、終ってしまえ、という事では私はならないと思います。

木澤委員

今、町長がおっしゃってますように、悪質なものとそうでないものとの見極めをしっかりとさせていただいて、対応もさせていただいてると思いますけれども、今後、そういう徴収の仕方をしていただくと。資料につきましても、難しい、一件一件全部書かれへんというのと、個人情報があるというので難しい事とは思いますが、やはりちょっと数字をこういう風に並べられて、私も分かりづらいというのが正直、実感ですので、再度研究いただくように要望させていただきたいと思えます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

他に理事者側から報告することはありませんか。清水総務課長。

総務課長

先ほど、斑鳩町消防団員関係の条例、2つほど説明をさせていただいたところでございますけれども、この3月31日付をもって、斑鳩町本団の副団長2名が退団されております。その関係で、本団に新たに副団長になられた方、並びに各分団の副団長クラスまでの異動がございましたので、若干お時間をいただきまして、説明させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

まず3月31日付で退団された方につきましては、本団で西浦副団長、上村副団長、2名の方が本団の副団長として退団をされたわけでございますけれども、4月1日付でその後に第2分団から宇野薫様、第3分団からは山崎悦宏様が、それぞれ副団長としてあがっていただいております。今申し上げましたお二方は各分団で分団長でございますので、その後、分団長としてですね、第2分団では田中常夫様、第



3分団では乾好一様が分団長としてなっただいております。そのお二方がそれぞれの分団の副分団長でございましたので、その後それぞれまた新たに、第2分団では清水正夫様が副分団長、第3分団では内藤勉様が新たに副分団長に就任をされております。もう一名、3月31日付です、第1分団の副分団長でございました松下副分団長が退団されて、その後には新たに紀勝司様が、新しく第1分団の副分団長として就任されております。

以上、雑把な説明で申し訳ございません。以上報告させていただきます。

町長

合わせて、3月23日に県が一応合併の組織図を示しましたように、生駒郡の中で斑鳩、安堵、平群ということで、三郷町は王寺、河合、上牧という一応出しましたけれども、この関係について、北部地域の合併説明会が5月31日10時30分から県の公会堂で開くという事でご通知をいただいております。一応、ご報告をさせていただきます。

生涯学習

課長

前回の委員会でご質問のありました公民館長の位置付けにつきまして、改めてご説明申し上げます。まず最初に、公民館長の法的な位置付けでございます。公民館長は、社会教育法第27条に「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる」とされております。公民館長の職務は、「公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する」とされており、公民館事業への積極的な関与が定められております。また、館長は教育委員会から公民館運営の責任者として任命され、社会教育法第22条の実施に伴う事務、その他、運営上の必要な事務につき直接の責任を持つものでございます。

公民館長の身分の取り扱いでございますが、「常勤」「非常勤」についての文部科学省の見解では、「常勤の職員」とは、「現実に常時勤務しているか、否かによることなく、その職員の占める職が常時勤務を要するものであるか否かによって、常勤か非常勤かを区別すべき

である」と示されております。

また、個々の公民館の間には、社会教育法第3条、同第5条及び同第22条の規定により、その実施する事業の規模、程度等において著しい相異があることから、公民館の長の職については、これをその職務の性格上、常勤か非常勤かについて、一律に断定すべきでなく、個々具体的な公民館の規模、事情等に即して、その長たる職を遂行するために必要な勤務が常時勤務の態様を必要とするか否かによって決定すべきであるとされております。更に、地方公務員法の実例によりますと、公民館長は、常勤のものは一般職、非常勤のものは特別職であるとされているところでございます。

次に、公民館の活動や運営、そして役割等につきましてご説明申し上げます。公民館は、地域におけるもっとも身近な学習拠点であり、地域住民に対するさまざまな学習機会の提供や、自主的な学習活動及び交流の場として今日まで重要な役割を果たしてきております。ちなみに、平成17年度の中央公民館の利用実績は、日当りで平均しますと約250の方が何らかの形で学習活動に参加されている状況でございます。また、公民館長の身分や職責、そして公民館の役割、利用状況等を考えますと、公民館長は公民館利用者の多様な学習要求に応えるとともに、地域課題を的確に把握し、その実情に即した公民館運営を図る必要がございます。このようなことから、公民館の施設、設備を有効に運用し公民館活動の成果をあげるためには専任の館長、職員が必要であり、公民館活動に精通した者を館長として任命したところでございます。また、雇用の形態につきましては、特別職の非常勤職員としておりましたが、先にも申し上げましたように、館長が公民館活動に果たす割合が今後ますます重要になると考えられることや、その職の勤務形態が常時勤務を要すると判断されることから、本年度より一般職の常勤職員としたところでございます。以上でございます。

委員長

ただ今3つまとめて報告いただきましたが、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

松田委員

これは、聞きたいという事ではありません。公民館の位置付けについてはですね、言われている通りだと思うんです。だから、臨時職員でいいんだという事については理解ができないという事だけ申し上げておきます。見解の相違です、これは。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、以上、これら各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終わります。

委員長

続いて、その他について各委員より何か質疑があれば、お受けいたします。

松田委員

時間が過ぎてしまったんで、あまり言い納める事はできないと思うんですけども、一つですね、見解を聞いときたいと思うんですけども、自主制作の映画でね、「あかりの里」というのが作られたようですね。これは、色々と王寺のやわらぎホールでも上映されるようですし、いかるがホールでも6月25日に放映されるようですけどね、これはどうなんでしょうね、斑鳩町を含めて安堵その他の関係から言ってですね、近隣町村の文化伝統行事なものを集積したようなもののPRになるような映画という風に思う、受けているんですけどね、これ、どうなんでしょうね。そういうものなんですか、どういう事なんかが私は筋書きよく分からんのですけどね、そういうものについて、もし、そういう事に役立つ庶民的な一つの映画作りが成功したものという事であるとするならですね、我々としても積極的に鑑賞を呼びかけるというような事が必要と違うのかなと。これはむしろこういうところで言うのがいいのか、あるいはホールの理事会なんかでですね、言う方

がいいのか、色々あるとは思いますが、それにしてもどうなん  
でしょう。こういう映画を作られている。しかもそれが、東京でもや  
られたようですけれども、そういう価値のあるものではないんでしょ  
うかな、これ、どうなんですか。

町 長

松田委員のご指摘の関係でございますけれども、あかりの里という  
事で、される方は、うぶすなというペーパーを発行されている長田と  
いう平群の方でございます、この中で監督は横田さんという事で浄  
念寺の住職でございます。これが何を一つの基本としたかと言いま  
すと、安堵町で答申をされてます。この答申を、まあ言うたら、もとも  
とはこれは斑鳩町の藺町、い草を作っておられた藺町、法隆寺のちょ  
うど今、三町という昔の法隆寺農協というのか、法隆寺支店前辺りが  
三町の藺町という事で、い草を作っておられた。それが当初から安堵  
町でそのい草を答申をかけて、まだ現在も生存されて現在現場でおら  
れる長田さんという80なんぼのおばあちゃんが、一生懸命されて、  
それが東大寺の関係とかいろんな関係で交流があるという事で、その  
地域そのものの関係を踏まえた映画を作られたという事で、法隆寺の  
高田長老から初め、皆さん方ですね、いろんな方々がお金を出し合っ  
て映画を作ろうという事で、上映をしたいという事で、我々も7町の  
関係等についても関心があるという事で、出発は王寺のやわらぎ会館  
でされて、今、松田委員もおっしゃったように6月25日、いかる  
がホールでするわけですが、我々やっぱりこういう関係等につ  
いては、生駒郡も深い関りがございますから、町村会としてもできる  
だけ全面的に協力しようという事で、今、支援を申し上げております。  
6月25日の町で行う場合、恐らく安堵も三郷もあるいは平群も何名  
か来ていただけるという事で、動員の関係も考えております。そうい  
う事で今おっしゃっていただくように、やっぱりこれは当然こういう  
映画を作っていた。これは当然皆さんに反響を、斑鳩あたりから  
発信をするというのも一番大事であると。先だって2月に、東京の  
代官山に奈良県の県人寮、寮があります、渋谷寮というのが。そこに

代官山スタジオというのが、今度2010年の平城遷都製作年でそういうものをPRしていこうという事で、代官山スタジオで発表されたわけですが、そういう事も踏まえて我々としてはこの「あかりの里」どうか皆さん方にできるだけの方々の、観て頂いて鑑賞していただく。やっぱり監督、横田さんの捉え方っていうのか、やっぱり地域っていうのか、伝承的、伝統的なものをやっぱり伝えていく。私はかなりいい映画であると評価をさせていただいて、これからも皆さん方にご協力いただいて、今、松田委員もおっしゃったように、議会もあるいはまた生駒郡あるいは広域7町も、力を合わせていただいてこの映画が成功するような、第1回目としてですね、横田さんはこの映画だけでなしに何回か映画製作は携わってますし、また私ども、皆さん方が、斑鳩劇団の脚本も横田さんに過去4回ほど製作をしていただいていますように、やっぱりそういう事で皆さん方、馴染みが深いという事で、そういった関係でこれからもこれは大いに応援して、努力をして参りたいと思っております。

松田委員

今、町長もお述べなされたようにですね、何か西和7町を舞台にした、親子兄弟の心の交流を描いた自主映画作成だという風に言われてるし、特に東京でも映写をして、そして王寺では5月14日ですか、やわらぎ会館。そして6月18日は国営の飛鳥歴史公園で、そして6月25日にいかるがホールでという事で、王寺とかいかるがホールでしたらあまり遠くない事かと思うんですよね。できるだけこういう関係にあるとするならば、ものがものだけにですね、ただ単にホールで映写会をやるようですから、映写会があるんだという事だけではなしに、できるだけ積極的にPRしてですね、参加を求めていくと、それで成功させるという風な慣行にするのもですね、一つの親睦でもあるし、あるいはお互いに隣の町村を知り合うという事もいい事だと思いますので、できるだけ行政がする事が云々という事ならばホールで考えてくれてもいいと思いますけど、やっぱり出来るだけ呼びかけると、そういう事を積極的に取り上げて対応していくと、そして住民の協力をま

た、あるわけですから、我々行政としてもやっぱり関心を持っていくという事が大事だと思います。是非とも、これはどことは言いませんけど、観光でやるのかホールがやるのかあるいはどこがやるのかどうか知りませんが、自主的にやろうとしてる関係であるだけにですね、できるだけ行政が関与するという関係では困ると思いますが、出来るだけ支援制度をとっていくという事が必要かという風に思われます。その事がよい村をつくり、町づくりのためにも役立つのではないかと思いますので、できるだけそれぞれの関係のご相談をしてですね、ご配慮いただきたいものだという風に要望しておきたいと思えます。用件あるんですけど、今日はその点でおいておきます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、その他についてもこれをもって終了します。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。それでは、閉会にあたり町長の挨拶をお受けします。

( 町長挨拶 )

委員長

5月11日に改選になりますので、当委員会はこの一年、私委員長と、木澤副委員長でやってまいりまして、十分満足していただけるような委員会運営やったかどうかは甚だ自信がありませんが、理事者の

協力また各委員さんの協力を得ましてこの一年やってこれました。どうもありがとうございました。

それでは、これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。

( 午後 1 2 時 2 0 分 閉会 )